

# 松川村 第7次総合計画

前期5か年計画  
(令和2年度～令和11年度)

(素案)

第3編  
(基本計画編)

## 第1節 美しい自然を受け継ぎ、ともに暮らす村づくり

施策項目	1、将来を見据えた持続可能な土地利用の推進	
現 状	<p>当村は、平成12年度に緑あふれる住みよい村づくりを目的とした「村づくり条例」を制定し、同時期に策定した「土地利用調整基本計画」に基づいて、秩序ある開発行為の誘導と自然環境と調和の取れた住環境の整備を進めてきました。</p> <p>安曇野らしい田園景観と恵まれた自然環境、その環境と調和した快適な居住空間を背景に、これまで順調に増加し続けてきた人口は、急速な少子高齢化の進展と首都圏への極端な人口集中により減少が始まっています。</p>	
今後に向けた課題	<p>土地利用調整基本計画による規制・誘導により田園景観の保全や良好な住空間は保たれている状況にありますが、一方で移住希望者や宅地開発のニーズに対応できない現状も見られ、特に村西部地域での人口減少が懸念されています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、これまで比較的村の景観保全を重視して運用を続けてきた土地利用調整基本計画について、一定程度の規制緩和を検討しなければなりません。</p> <p>近年の開発動向や土地利用に対するニーズ、地域課題の解決策なども含めた総合的な判断による見直しをする必要があります。</p>	
基本方針	<p>・安曇野らしい田園景観と恵まれた自然環境を次世代に引き継ぐとともに、持続可能な地域社会の形成と快適な住環境を維持するために、将来を見据えた計画的でバランスのとれた土地利用を推進します。</p>	
具体的施策		
<p>(1) 持続可能な地域社会を目指した土地利用調整基本計画の推進</p> <p>令和2年度中の改訂を予定している土地利用調整基本計画について、これまでの規制中心の内容から一定程度の規制緩和を含めた検討を行ない、多様化する社会や住民のニーズを適確に反映するかたちで、将来に渡って持続可能な地域社会の形成を見据えた計画の見直しを行ないます。</p>		
<p>(2) 地域社会と時代のニーズにあった土地利用調整基本計画の運用</p> <p>近年の開発動向や土地利用に対するニーズ、これまでの相談事例などを総合的に判断し、村づくり条例等開発基準の見直しを行ない、自然と生活環境の調和の取れた地域づくりを推進します。</p>		
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R11)
身近な環境について10年前と変わらず良好であると感じている又は変化はあるが良好もしくは現在の方が良好であると感ずる率	71.7%	75.0%

## 第1節 美しい自然を受け継ぎ、ともに暮らす村づくり

施策項目	2、利便性の高い道路網の整備																
現 状	<p>当村の道路網は、国道 147 号、県道有明大町線及び北アルプスパノラマロードが南北を貫き、上生坂信濃松川停車場線、矢地赤芝線の二つの県道が東西に走り、村道がそれらを接続する形態となっています。</p> <p>国道 147 号及び県道有明大町線において歩行者の安全確保、交通事故防止を目的とした歩道設置や線形改良が建設事務所により計画的に進められています。</p> <p>また、村道については、幹線道路の歩道設置と橋梁の改修を行い、生活路線についても改良や舗装を定期的に行い、地域住民の要望に応じています。</p>																
今後に向けた課題	<p>国県道の歩道整備について、歩行者が安心して通行できるよう引き続き県へ要望していく必要があります。また、舗装についても劣化している箇所について要望していきます。</p> <p>村道においては、舗装の劣化、側溝の改修、また長寿命化計画に基づき老朽化した橋梁など、道路施設の安全確保を計画的に進める必要があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>平成 26 年</th> <th>令和元年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路の延長 (m)</td> <td>215,373</td> <td>215,322</td> </tr> <tr> <td>舗装道路延長 (m)</td> <td>157,454</td> <td>161,817</td> </tr> <tr> <td>未舗装道路延長 (m)</td> <td>47,782</td> <td>47,608</td> </tr> <tr> <td>舗装率 (%)</td> <td>73.10</td> <td>75.15</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	平成 26 年	令和元年	道路の延長 (m)	215,373	215,322	舗装道路延長 (m)	157,454	161,817	未舗装道路延長 (m)	47,782	47,608	舗装率 (%)	73.10	75.15
項 目	平成 26 年	令和元年															
道路の延長 (m)	215,373	215,322															
舗装道路延長 (m)	157,454	161,817															
未舗装道路延長 (m)	47,782	47,608															
舗装率 (%)	73.10	75.15															
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村幹線道路については、高齢者や障がい者、子どもに配慮した、安心して通行できる道路整備を進めます。</li> <li>・村生活道路については、地域要望に対して計画的に取り組みます。</li> <li>・交通ネットワークの構築のため、地域高規格道路 松本糸魚川連絡道路の建設を要望し、安全で快適な道路づくりを推進します。</li> </ul>																
具体的施策																	
<p>(1) 村道の整備</p> <p>安全で安心な道路の整備を進めるために、村幹線道路については、道路修繕計画を策定し、計画的に舗装の打替え、歩道整備を行います。また、村生活道路については、未舗装道路の舗装・改良は地区要望に対して計画的に取り組み、舗装修繕は損傷の程度によって順次行ないます。</p>																	
<p>(2) 橋梁の維持管理・更新</p> <p>橋梁長寿命化計画に基づき、村内に 93 橋ある橋梁の点検を実施し、適切な維持管理・補修を計画的に推進します。</p>																	

(3) 地域高規格道路の整備

地域高規格道路の整備により交通の円滑化を図り、また地震など災害発生時において、経済活動や生活への支障を防ぐため、信頼性の高い道路ネットワーク整備を国・県と連携して推進します。

施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R 6)
舗装整備率	75.15%	77.20%

## 第1節 美しい自然を受け継ぎ、ともに暮らす村づくり

施策項目	3、快適な住環境の整備 1、村営住宅	
現 状	<p>緑町中区の村営住宅・特定公共賃貸住宅や神戸区の地域特別賃貸住宅など、低所得者から中所得者まで、幅広い所得者層に対応できる住宅を提供しています。</p> <p>また、令和元年11月より北細野区の県営住宅細野団地が県より移管され、新たに村営住宅として、村の人口増加のため管理を開始しています。</p>	
今後に向けた課題	<p>平成初期に建設された村営住宅等は、建築から30年を経過して施設などの老朽化が見受けられることから、村営住宅長寿命化計画を策定し計画的に改修を進めてきましたので、引き続き特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅についても改修を進める必要があります。</p>	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定公共賃貸住宅、地域特別賃貸住宅の計画的な改修に取り組みます。</li> </ul>	
具体的施策		
<p>(1) 特定公共賃貸住宅、地域特別賃貸住宅の修繕</p> <p>「村営住宅長寿命化計画」に基づき、快適で良好な居住空間となるよう、計画的な修繕に取り組みます。</p>		
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
村営住宅長寿命化計画達成率	60%	100%

## 第1節 美しい自然を受け継ぎ、ともに暮らす村づくり

施策項目	3、快適な住環境の整備 2、空き家対策の推進
現 状	<p>近年、地域における人口数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅・建築物が年々増加してきており、今後もさらに空き家が増加していくことが予想されます。空き家になったにもかかわらず、適切な管理が行われなまま放置されている状態の空き家は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、対策の実施が求められます。</p> <p>村としては、平成27年度に実態の調査にて、空き家の件数など現状の把握を行いました。その後、空き家の利活用を促す空き家バンクを平成28年度より空き家バンクの運用を開始いたしました。当初は宅建協会中信支部と協定を結び、その後、充実を図るため村の不動産業者で構成する松川村宅地建物活性化協議会物件とも協定を結び、2つの団体と登録や情報の共有などの体制をとっていますが、さまざまな要因があり登録に至らないケースも多いのが現状です。</p>
今後に向けた課題	<p>空き家等を放置することに対する所有者の問題意識や危機意識が低い、所有者の高齢化や単身高齢世帯の施設入所等による不在化、相続人の権利関係の整理など様々な課題があります。</p> <p>村としては、空き家の利活用を促進するため、所有者に対し空き家バンクへの登録意向調査を行っていますが、将来的に本人もしくは親族が居住予定で登録できない物件や、物置や倉庫・別荘等として使用しているなどの理由で承諾が得られない物件がありました。また不動産業者と共に行っている物件調査で、水回り等家屋の機能そのものに不具合が見つかり登録できない物件や、所有者と業者の間に価格的な隔たりができてしまい、登録に至らない物件もありました。</p>
基本方針	<p>・様々な機会、媒体を通じて空き家等に関する情報を発信し、建物所有者による適正管理の重要性や周囲に対する配慮などの意識を高めていくことで、空き家等の発生を抑制します。また、空き家の利活用については空き家バンクを核とするが、空き家バンクに留まらず、各方面での活用を検討します。</p>
具体的施策	
<p>(1) 村民の安全・安心を確保するための対応</p> <p>管理不全な空き家等（特定空き家等）は周辺住民の生命や身体、財産等に危険を及ぼすことが懸念されることから、法を活用した実効性のある改善指導を行うことで、災害発生時における被害の拡大を防止し、村民が安心して暮らせる地域環境の構築を目指します。</p>	
<p>(2) 多様な主体と連携・協力した体制づくり</p> <p>空き家等の管理は第一義的には所有者等が自らの責任によりの確に対応することを前提としながらも、所有者や行政だけでなく、地域住民や事業者、関係団体等の多様な主体が相互に連携・協力を図るとともに、空き家の多角的な利活用も含めた「松川村空き家等対策計画」を策定し、総合的な対策の推進を目指します。</p>	

(3) 空き家バンクの積極的な推進

移住に係る情報や居住者のニーズを整理し、継続的な移住・定住促進施策を推進するとために、利用可能な空き家等を地域の有効な資源と捉え、空き家バンクを充実させ、地域の活性化や魅力向上につなげます。

施策の目標 (K P I)

目標の内容	現状 (R1)	目標 (R 6)
空き家バンク登録件数	23 件	46 件

## 第1節 美しい自然を受け継ぎ、ともに暮らす村づくり

施策項目	4、上・下水道の整備の推進
現 状	<p>当村の上水道は、第1（川西）、第2（北部）2つの配水場から各家庭へ給水を行っており、普及率は100%となっています。</p> <p>施設整備については、第2配水場の増設（配水池、水源の複数化）が平成31年に完了し、配水場は全て災害時のリスク軽減が図れる施設となりました。また平成25年度に「松川村水道ビジョン」を策定し、中長期的な経営の基本計画に基づき施設更新を図ることで、安全で安心な水道水の供給安定に努めています。</p> <p>下水道は、河川や水路など公共用水域の水質保全と快適な生活環境づくりに大きく貢献しており、当村の下水道普及率は平成30年度末で99%であり、国や県の平均を大きく上回っています。また、下水道接続率も平成30年度末には約91%まで向上しています。</p>
今後に向けた課題	<p>住民生活に欠く事の出来ない上水道・下水道を、継続して安定的に供給・処理するためには、計画的な施設の更新、修繕が必要となります。また、当村は糸魚川静岡構造線上に位置し、地震災害が予想されるため、管路の耐震化にも併せて取り組む必要があります。</p> <p>各施設においては、これから耐用年数が過ぎる設備が増えていきますが、人口減少による料金収入が減って行くことが予想され、財源の確保が難しくなります。</p> <p><b>【上水道】</b></p> <p>効率的な水道事業を進めるために、「松川村水道ビジョン」に沿って事業を展開していくとともに、引き続き適正な料金体系の維持に努めていく必要があります。</p> <p><b>【下水道】</b></p> <p>更なる維持・管理経費の節減と、長期的な財政計画に基づいた適正な使用料体系とすることにより、経営の健全化を図る必要があります。</p> <p>また、下水道への接続推進については、事業の役割を理解していただくなど今後もPRが必要です。</p>
基本方針	<p><b>【上水】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で安心な水の供給を行うため、計画的な施設更新と耐震化を進めます。</li> <li>・長期的な健全運営のため、更なる効率化と適正料金体系の維持に努めます。</li> </ul> <p><b>【下水】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・快適な生活環境の保全と公共用水域の保全のため、下水道への接続を推進するとともに、経営の健全化に取り組みます。</li> <li>・適正な維持管理と効率的な改修などにより施設の長寿命化を図ります。</li> </ul>
具体的施策	<p>(1) 施設の機能強化【上水】</p> <p>老朽化した管路の更新に併せ耐震化を計画的に進めます</p>

<p>(2) 経営の健全化【上水】  中長期的な計画である「松川村水道ビジョンに基づき、経営の健全化と健全運営に努めます。</p>		
<p>(3) 施設の適正な維持・管理【下水】  施設の計画的な改築・更新と適切な維持・管理を図り、健全な財政運営に取り組みます。</p>		
<p>(4) 水洗化の普及【下水】  下水道の必要性を理解いただき、接続率の向上に努めます。</p>		
<p>(5) 下水道処理の広域化【下水】  広域的な下水道処理が行えるよう、関係機関との検討を行います。</p>		
<p>施策の目標 (K P I)</p>		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
下水道接続率	91.8%	92.8%

## 第1節 美しい自然を受け継ぎ、ともに暮らす村づくり

施策項目	5、水環境・水資源の保全と活用
現 状	<p>村内には、高瀬川・乳川・芦間川・中房川の4つの一級河川があり、高瀬川河川敷はマレットゴルフ場やグラウンドとして利用され、多くの村民の憩いの場となっています。また、他の河川についても農業地域において重要な水資源として利用されています。</p> <p>しかし近年、河床の上昇や支障木が増加傾向にあり、流量が増加した際に堤防決壊や洪水を引き起こす可能性があります。現在県へ要望し、計画的に改修・整備を進めています。</p> <p>アルプス地域地下水保全協議会（4市1町6村で構成）において「地下水の保全及びかん養に関する指針」を平成31年2月に策定し、県及び近隣市町村と協力しながら適正利用の取り組みをしています。</p>
今後に向けた課題	<p>河川の改修については、災害時や集中豪雨における安全性を確保するため今後も計画的な整備と改修を進める必要があります。また、河川機能の維持及び河川環境の保全のために、護岸の草刈りを計画的に行う必要があります。</p> <p>地下水は公共性の高い共有の財産であり、地域に利益と恩恵を生み出す貴重な資源であるため、今後も協議会と連携して保全とかん養及び適正な利活用に向けた取り組みが必要です。</p>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村民が水に親しみ憩いの場として利用できるよう、安全で快適な河川環境の整備を推進します。</li> <li>・公共性の高い貴重な資源である地下水を将来にわたって利活用するために、適正利用に取り組みます。</li> </ul>
具体的施策	
<p>(1) 水資源としての地下水保全</p> <p>地下水は公共性の高い共有の財産であり、地域に利益と恩恵を生み出す貴重な資源であるため、県及び協議会と連携しながら水資源の保全とかん養及び適正な利活用に向けた取り組みをします。</p>	
<p>(2) 河川の整備促進</p> <p>村内にある4つの一級河川について、堤防・護岸河床及び砂防施設など危険箇所を常に把握し、改修・整備について国や県へ要望し、河川の安全対策を推進します。</p>	

## 第1節 美しい自然を受け継ぎ、ともに暮らす村づくり

施策項目	6、環境衛生の向上
現 状	<p>近年の生活様式の多様化に伴い資源消費が増加し、地球温暖化や海洋プラスチックごみなど環境に関する問題が多くあります。村のごみ処理については、穂高広域施設組合において適正な処理を進めています。ごみの減量化とリサイクルについては、分別収集を図るため村カレンダーと村HPに日本語に加え英語及び中国語版の収集日と分別マニュアルの掲載を行い周知に取り組んでいます。さらに、生ごみ処理機の購入補助により減量化にも努めています。役場庁舎をはじめ南保育園や給食センターに太陽光発電システムを導入しており、防犯灯においても全村LED灯への交換が終了しており、CO<sub>2</sub>と温室効果ガスの削減と省エネルギー化に努めています。河川の水質検査を実施し、水質の保全や環境美化にも取り組み、河川水質の劣化を抑制しています。合併浄化槽設置は下水道区域外のみとし、水質の保全を図っています。また、地区では環境衛生部長が中心となり清掃活動を実施するなど、環境美化と環境保護の意識高揚を図っています。</p> <p>不法投棄防止については、監視連絡員及びシルバー人材センター、県環境課並びに関係部署職員と連携し河川敷と堤防道路及び林道での定期的な不法投棄パトロールを実施し環境美化と環境保護に取り組んでいます。</p>
今後に向けた課題	<p>ごみの減量化とリサイクル推進のため村民1人ひとりが適正なごみの搬出に努め、環境美化と環境保護に取り組む必要があります。</p> <p>CO<sub>2</sub>と温室効果ガスの削減と省エネルギー化推進のため、地球規模の気候変動に関心を持ち取り組む必要があります。</p> <p>依然として河川敷や河川及び林道などへの不法投棄が後を絶たない状況であるため、適正なごみの搬出に努め環境美化と環境保護の意識高揚に取り組む必要があります。</p>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化と環境保護に対する意識の高揚を進めるとともに、分別収集の徹底とごみの減量化につながる施策に努めます。</li> <li>・CO<sub>2</sub>と温室効果ガスの削減と化石エネルギー使用量の抑制に努めるとともに、環境に配慮した省エネルギー化製品の導入を進め、地球環境保全を目指します。</li> <li>・環境美化と環境保護を関係機関と連携して啓発し不法投棄防止対策に取り組めます。</li> </ul>
具体的施策	
<p>(1) ごみの減量化とリサイクルの推進</p> <p>ごみ減量に向けた村民への啓発及びリサイクルに向けた分別収集の徹底に取り組めます。</p>	

(2) 不法投棄の防止

広報誌や防災無線、看板の設置などによる啓発と、定期的なパトロールによる不法投棄防止に取り組めます。

(3) CO<sub>2</sub>削減と自然エネルギー推進

CO<sub>2</sub>削減となるLED照明や太陽光発電機器などで自然エネルギーによる各種機器の公共施設への導入に取り組めます。

(4) 水質の保全

浄化槽の維持及び管理体制の強化と汚泥処理の適正化に努め、河川の水質検査を実施し河川水質の劣化抑制に取り組めます。

施策の目標 (KPI)

目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
ごみ排出量	2,679 t	2,552 t

## 第2節 支え合い、いきいきと暮らす健康長寿の村づくり

施策項目	1、生涯健康づくり 1.母子保健の充実	
現 状	<p>核家族化の進行や、共働き家庭の増加など子どもを産み育てる環境は大きく変化しています。そんな中、すべての女性とその家族が安心して妊娠、出産、子育てができるよう、継続した支援の充実を図っています。</p> <p>新生児の発育状況や栄養、養育環境等の確認とともに、母親の産後の健康保持を目的とした新生児訪問は、全出生児を対象に実施しています。</p> <p>また、乳幼児の心身の健やかな発育・発達を支援するため、乳幼児健診の充実を図り、発達の状況を確認するとともに個々の特性を早期に把握し、早期支援に努めています。その他、各種教室を通じ親子の健康保持や仲間づくりによる育児不安の解消等に努めています。</p>	
今後に向けた課題	少子化により、子育て環境の希薄化が懸念されます。孤立を防ぐためにも社会的支援の更なる充実が必要です。	
基本方針	・安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整備し、子育てしやすい村づくりを目指します。	
具体的施策		
(1) 妊産婦健診、乳幼児健診の充実		
妊産婦健診では、医療機関等からの情報提供やエジンバラ質問票等により、産後うつや新生児への虐待予防など早期対応に努めます。また、乳幼児健診では、発育・発達の状況を保護者と一緒に確認し相談することで、子どもの健全な発育・発達につながる支援に取り組みます。		
(2) 各種育児教室等の充実		
保護者が安心して子育てができるように、各種育児教室や育児相談の充実を図ります。		
(3) 予防接種の実施		
子どもたちをさまざまな病気から守るため、予防接種に関する正しい情報提供を行い、接種率の向上を目指します。		
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
1歳6ヶ月児健診、3歳児健診受診率	100%	100%

## 第2節 支え合い、いきいきと暮らす健康長寿の村づくり

施策項目	1.生涯健康づくり 2.健康の増進	
現 状	<p>生活水準の向上や医療技術の進歩により、日本人の平均寿命は世界の最高水準に達しました。しかし、その一方で人々の生活習慣の変容に起因する生活習慣病は、今や健康長寿の最大の阻害要因となるだけでなく、国民医療費にも大きな影響を与えています。</p> <p>村では、この生活習慣病の発症予防、重症化予防を目的に国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者を対象とした健康診査を実施し、その結果に基づいた保健・栄養指導を行っています。</p> <p>また、村民の死亡原因で最多となる癌についても、予防意識の啓発と早期発見を目的に検診を実施しています。</p> <p>村民の健康増進を推進する為には健康に対する意識付けが必要です。村では、保健補導員会を組織し、まずは自らの健康意識を高め、さらにそれを身近な家族へ、そして地域にひろめる活動を推進しています。</p>	
今後に向けた課題	<p>高血圧症や糖尿病などの生活習慣病により動脈硬化が進行し、それを起因とした心筋梗塞、脳梗塞などによる壮年期死亡、障がいや寝たきりが課題となっています。</p> <p>また、国保医療費における高血圧症、糖尿病、慢性腎不全の占める割合が27.5%と大きく、医療費の削減も課題となっています。</p> <p>また、超高齢化が進む中、健康長寿社会を実現する為のフレイル予防に着目した健康維持への取組を関係機関と連携し推進する必要があります。</p>	
基本方針	<p>・すべての世代が、生涯を通して健康でいきいきと暮らせる健康づくりを推進します。</p>	
具体的施策	<p>(1) 生涯を通しての健康づくりの推進</p> <p>健康増進計画やデータヘルス計画、老人福祉計画、食育推進計画に基づき、年齢に応じた各種健診、保健指導、健康教室、啓蒙活動などを関係機関と連携して推進します。中でも、若い世代からの生活習慣病予防をはじめ高齢期のフレイル予防まで幅広く取り組んでいきます。</p> <p>(2) 生活習慣病対策</p> <p>特定健診や後期高齢者健診の結果をもとに個人面談により保健・栄養指導を行い、生活習慣病予防及び重症化予防対策を推進します。</p> <p>(3) 健康づくり環境の整備</p> <p>保健補導員や地域の関係機関の活動を支援し、村民が健康意識を向上できる環境づくりを行います。</p>	
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (H30)	目標 (R5)
特定健診の受診率	59.8%	65%
特定保健指導の実施率	67.3%	85%

## 第2節 支え合い、いきいきと暮らす健康長寿の村づくり

施策項目	1.生涯健康づくり 3.地域医療の充実						
現 状	<p>「人生100年」という長寿社会において、健康で生きがいを持って暮らすことは人々の願いです。このような生活を実現するには、病気など包括的な医療による重症化予防、障がい予防が不可欠で、二次医療圏内外の医療機関が連携を図り、急性期から回復期を経て慢性期に至るまで、切れ目なく必要な医療を提供する体制を整備することが必要となっています。</p> <p>大北地域包括医療協議会を基盤に、医療機能の適切な分化と連携を進め、地域全体で医療を支える体制の構築を目指しています。</p> <p><b>緊急医療体制の現状（大北広域）</b></p> <table border="1"> <tr> <td>在宅当番医制に参加する医療機関数（大北圏域）</td> <td>53 機関</td> </tr> <tr> <td>休日や夜間に対応できる医療機関数（大北圏域）</td> <td>3 機関</td> </tr> <tr> <td>入院を要する救急医療を担う医療機関数（大北圏域）</td> <td>2 機関</td> </tr> </table>	在宅当番医制に参加する医療機関数（大北圏域）	53 機関	休日や夜間に対応できる医療機関数（大北圏域）	3 機関	入院を要する救急医療を担う医療機関数（大北圏域）	2 機関
在宅当番医制に参加する医療機関数（大北圏域）	53 機関						
休日や夜間に対応できる医療機関数（大北圏域）	3 機関						
入院を要する救急医療を担う医療機関数（大北圏域）	2 機関						
今後に向けた課題	<p>高齢化の進行や医療をとりまく環境の変化等に伴い、医療需要も変化していくことが見込まれることから、ニーズに合った医療提供体制への変革が必要となっています。</p> <p>また、医師の高齢化や医師不足が解消されない中、特に産婦人科など診療科の縮小が少子化対策を進める上で重大な問題となっています。</p>						
基本方針	<p>・大北地域包括医療協議会を基盤とし、総合病院を核とした二次医療圏体制と、包括的医療体制の充実を図り村民の医療需要に応えます。また、医療と介護の連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築を図ります。</p>						
具体的施策							
<p>（1）広域圏での医療体制の確保</p> <p>住み慣れた地域で、良質で最適な包括的医療サービスの提供が受けられるよう、市立大町総合病院及び北アルプス医療センターあづみ病院を核とし、診療所も含めた役割機能分担を行い連携することで医療提供体制を整えます。中でも少子化対策として、圏域内で安心して妊娠、出産ができるよう産婦人科などの診療科の維持・継続を図ります。</p>							
<p>（2）緊急医療の充実</p> <p>北アルプス平日夜間小児科・内科急病センターの運営充実、休祭日在宅当番医事業、病院群輪番制事業、休日当番薬局制度を関係機関と連携して継続実施します。</p>							
<p>（3）包括的医療の推進</p> <p>健康時、健康破綻時、回復後の全般にわたって包括的に患者を診療する医療体制の強化に努めます。</p>							

## 第2節 支え合い、いきいきと暮らす健康長寿の村づくり

<p>施策項目</p>	<p>1、生涯健康づくり 4.食育の推進</p>
<p>現 状</p>	<p>近年は食に関し便利で豊かな社会になりました。一方で、栄養の偏りや朝食の欠食など食生活の乱れ、働き盛り世代の肥満や生活習慣病予防の必要性、また、社会環境の変化による共食の機会の減少や郷土食、伝統食の継承、そして環境問題への関心の高まりとともに注目されている食品ロスの削減など、取り組むべき課題は多く、積極的な対応が求められています。</p> <p>村では、村民一人ひとりが食育への意識を向上させ、健全な食生活を実践するために、松川村食育推進計画を基盤とし、食育サポーターによる活動、食農体験、地産地消等の取り組み、環境問題の啓発など関係機関と連携しながら、食育の推進を行なっています。</p>
<p>今後に向けた課題</p>	<p>少子高齢化や、食の多様化など、近年の社会状況により、生活習慣や食生活スタイルが変化してきています。</p> <p>朝食の欠食、生活リズムや食事の乱れ、高齢期のフレイル、食品ロスなど、課題の多い中、健康長寿と豊かな人間性を実現する為に、村民一人ひとりが食育に関心を持ち正しい健康管理を実践する必要があります。</p> <p>食育の基盤となる家庭や地域、保育園や学校・給食センターその他関係機関など、連携を深め推進する必要があります。</p>
<p>基本方針</p>	<p>・家庭や地域、保育園や学校・給食センター、その他関係機関が連携するなかで、村民一人ひとりが様々な体験を通して、食に対しての親しみや感謝の念を持ち、食に関する知識と食を選択する力を養うことで、「生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らす豊かな人間性の実現」を目指します。</p>
<p>具体的施策</p>	
<p>(1) 家庭における食育の推進</p> <p>家庭は食生活の礎を築く重要な場であり、生活リズムを整え、正しく食品を選び、調理を学ぶ役割があります。家族との共食により会話を通じて、食に感謝する気持ちを育て、望ましい食生活やマナーを身につけられるように推進します。</p>	
<p>(2) 保育園・学校・給食センターにおける食育の推進</p> <p>様々な食体験を通じて、食に関する知識や関心を高め、食生活と健康の関わりや、食文化を学ぶことで、「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育みます。</p> <p>日々の給食では、地場産物の利用を積極的に行い、安全・安心な給食の充実に努めます。</p> <p>また、保護者に対しても、生活習慣や食事のバランス、共食や朝食の重要性などを伝え、保護者と連携した取り組みを推進します。</p>	
<p>(3) 地域における食育の推進</p> <p>地域における食農体験や地域食材の提供、食文化の継承など、村ならではの食育を家庭や保育園、学校・給食センター、関係機関と連携しながら展開します。</p>	

(4) 行政における食育の推進

乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた健診や事業を通して、食育を推進します。

食育が総合的かつ計画的に推進できるように、松川村食育推進協議会が中心となって国や県、関係機関と連携し、事業を展開します。

施策の目標 (K P I)

目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
学校給食における地元農産物の使用割合	42.9%	47%
毎日朝食を食べる人の割合 (小5)	91%	96.8%以上
毎日朝食を食べる人の割合 (中2)	73%	95.0%以上

## 第2節 支え合い、いきいきと暮らす健康長寿の村づくり

施策項目	2、福祉の村づくり
現 状	<p>少子高齢化の更なる進行、人口減少社会の到来、さらには、家族や社会的な繋がり希薄化などにより、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。</p> <p>このような状況の中、当村では、多様化する生活課題に対応するため、公的支援だけでなく、行政区を基盤とした互助事業活動の推進や、地域福祉活動の積極的支援を行っています。</p>
今後に向けた課題	<p>高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえで課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。</p> <p>軽易な手助けなど制度では拾いきれないニーズ、「制度の谷間」にある者、問題解決能力が不十分で公的サービスをうまく利用できない人、孤立死等身近でなければ早期発見が困難な問題など公的なサービスだけでなく地域住民の助け合い、支え合いなどの互助事業活動と一体的に進めていく必要があります。</p>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を進めます。</li> <li>・ 「誰も自殺することのない松川村」を目指し、生きることの包括的な支援体制整備を進めます。</li> <li>・ 生活困窮者などの相談、安定した生活の支援に努めます。</li> </ul>
具体的施策	
<p>(1) 地域福祉の担い手の育成</p> <p>社会福祉協議会と連携し、民生児童委員、各種福祉団体、ボランティア団体等の活動を支援し、地域福祉の担い手の育成に努めます。</p>	
<p>(2) 活動基盤の充実</p> <p>生活困窮者など生活基盤の弱い人への就労の場の提供と、就労センターの仕事量の確保に努めます。</p>	
<p>(3) 支え合いの村づくりの推進</p> <p>①地域住民の支え合いによって要支援者が安全に避難できる地域づくりを支援するため、災害時住民支え合いマップの作成・更新支援に取り組みます。</p> <p>②自殺対策に関する研修会の実施や、若年層への啓発活動として「SOSの出し方教育」を実施するとともに、子どもが気軽に相談できる相談支援体制の整備に取り組みます。</p>	

- ③「ひきこもり」「不登校」に関する基本的な理解や関連する問題、家族の対応の方法などについて学ぶ機会を設け、安心して悩みを話したり相談できる環境整備に努めます。
- ④高齢者や障がい者などの交通弱者に対応した移動手段の確保に努めます。

施策の目標（K P I）		
目標の内容	現状（R1）	目標（R 6）
災害時住民支え合いマップ定期的に更新している地区（2～3年に1回）	10 地区	17 地区
福祉バス登録者数	230 人	250 人

## 第2節 支え合い、いきいきと暮らす健康長寿の村づくり

施策項目	3、高齢者福祉の充実
現 状	<p>少子高齢化と人口減少が急速に進展している中、保健、福祉、医療、生活保障、生きがいなど、高齢者にかかわる問題は、国をはじめ自治体の大きな課題となっています。当村でも、総人口が減少に転じる中、高齢化率は上昇していきます。</p> <p>当村では、介護を社会全体で支える介護保険制度により、介護サービス基盤が整備され、利用しやすい状況となっています。しかしその一方、介護を必要とする高齢者の増加、認知症高齢者の増加が見込まれ、支え手となる世代が減少する中、介護サービスだけでは高齢者を支えることが難しくなっています。</p> <p>健康長寿村を目指して介護予防・健康づくりをすすめるとともに、介護サービスだけに頼らない、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推奨し強化を図っています。</p>
今後に向けた課題	<p>高齢者の心身の機能を維持・改善し、介護が必要となる期間を少しでも短くするため、介護予防だけでなく、保健事業と介護予防の一体的な取り組みにより重症化を予防していくことが重要となります。</p> <p>地域包括ケアシステムを構築し、より深化・推進していくことが重要となります。</p>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者がいつまでも地域とつながりいきいきと暮らせるよう、健康づくりと介護予防を推進し、健康長寿の村を目指します。</li> <li>・高齢者が住み慣れた地域で支え合いながら安心して生活できるよう、医療と介護の連携体制の強化、認知症施策の推進、公的サービス以外の生活支援サービスや互助活動の推進などを行い、地域包括ケアシステムづくりを進めていきます。</li> </ul>
具体的施策	
<p>(1) 総合的な高齢者福祉の推進</p> <p>①高齢者の総合相談機関である地域包括支援センターの機能強化を進めます。</p> <p>②「介護保険事業計画（北アルプス広域連合）」「松川村老人福祉計画」に基づき、保健、医療、介護が連携した高齢者施策の推進に努めます。</p>	
<p>(2) 介護予防・生きがい活動の推進</p> <p>①より身近で介護予防の取り組みができるよう、地区公民館等を活用した介護予防事業の展開と、村民同士の自主的な活動が活発化するための支援を行い、関係部署との連携をもとに、保健事業と介護予防の一体的な実施により、重症化予防に取り組みます。</p> <p>②高齢者同士の交流や居場所づくり、役割や生きがいづくりの場の整備を進めていきます。</p>	
<p>(3) 介護・医療体制の充実</p> <p>①介護保険サービスの確保や質の向上を進め、地域における見守り活動や多様な助け合い、買い物や外出支援など地域に必要な生活支援サービスの充実を促進します。</p> <p>②関係機関と共に医療と介護の連携体制を充実させ、安心して在宅で医療や介護が受けられる体制づくりを推進します。</p>	

(4) 認知症施策・地域支え合い活動の推進

- ①認知症サポーター養成講座や認知症カフェ事業を積極的に実施し、認知症ケアパスを用いながら、認知症の正しい理解の普及と、支え合いの地域づくりを進めていきます。
- ②地区ふれあい会、通いの場などのこれまでの地域の活動を基盤にして、地域のセーフティネットワークづくりを村民とともに進めていきます。

施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R 6)
通いの場の参加率	12.6%	14.6%
地域で暮らしながら介護サービスを受けている者の割合	77.4%	78%
幸福感 (10段階評価のポイント)	6.56 ポイント	6.60 ポイント

## 第2節 支え合い、いきいきと暮らす健康長寿の村づくり

施策項目	4、障がい者・児福祉の推進
現 状	<p>障がい者・障がい児の障がいの状態やそれに伴う地域生活のしづらさはそれぞれ異なり、一人一人のニーズにあった細やかな対応が必要です。当村では、「松川村障がい者プラン」を策定し、これに基づき、障がいがある人もない人も、自らの能力を最大限に発揮し、誰もが地域で安心して共に暮らせる村づくりを目指すと共に、個々のニーズに合わせた障がい福祉サービスの提供や相談支援体制の構築に取り組んできました。</p> <p>この間、障害者虐待防止法、障害者差別解消法の制定、国連障害者権利条約への批准等、障がいがある人もあらゆる活動に参加する主体ととらえ、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための法整備がされてきました。また、度重なる障害者総合支援法の改正により、法の対象となる障がい拡大され、難病患者等も障がい福祉サービスの利用が可能となり、さらに地域生活を安定して送れるための新サービスの創設がされています。当村においても様々な障がい・年齢層の方が障がい福祉サービスを利用している現状です。</p>
今後に向けた課題	<p>障がいの状況に合わせて柔軟に利用できる制度や社会資源の充実のために、障がい福祉サービスにおいては多様な事業主体が参入し、サービスの提供を図ることを目指してきましたが、利用者が十分に選択できるだけのサービス提供状況になく、村外事業者を選択する傾向にあります。また、障がいのある人の「社会的障壁」をなくすため、障がいの理解や、障がいがある人の権利を守るための法制度（障害者虐待防止法・成年後見制度・障害者差別解消法等）についての広報・啓発活動の取り組みがより一層必要です。また、障がいのある児童が増加傾向にあり、ライフステージに渡り、途切れることない相談支援体制を構築し、その時々に必要な支援が十分に届くようにしていくことが必要です。さらに、障がいがあっても地域の中で役割や生きがいを持って自分らしい暮らしが出来る村づくりを目指し、就労支援体制や多様な社会参加の機会の充実を図る必要があります。</p>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいに合わせて柔軟に利用できる制度や社会資源の充実を目指します。</li> <li>・みんなが障がいを理解し、互いに支え合い、それぞれの人権や権利を尊重し合えるバリアフリーの村づくりを推進します。</li> <li>・ライフステージに渡り、障がいに合せた支援体制を構築します。</li> <li>・障がいがあっても住み慣れた地域で人々と繋がりを持ちながら社会の一員として活躍できる支援体制を構築します。</li> </ul>
具体的施策	
<p>(1) 障がい福祉サービスの充実</p> <p>松川村障がい者プランに基づき、障がい福祉サービスの数値目標を明らかにし、目標達成に向けた取り組みを行い、定期的にその進捗状況を村民とのワークショップ形式の会議を開催し、管理します。様々な障がい特性やニーズに細やかに対応できる様、社会福祉法人・NPO 法人等多様な事業主体と連携を図りながら、障がい福祉サービスの充実を図ります。</p>	

(2) こころのバリアフリーの推進

施設や設備等の環境のバリアフリーと合わせ、情報の利用におけるバリアフリーを推進し、障がいがある人が「情報を利用」「意思表示」ができるようにするため、障がい特性に合わせた利用しやすい情報通信技術の活用等を行い、情報アクセシビリティの向上を図ります。

また、地域住民に対し、障がいについての理解を深める機会を提供し、障がいのある人の「社会的障壁」を無くす取り組みを行います。

障がいがある人の権利が守られ、差別や偏見のない村づくりのために、成年後見制度・障害者差別解消法・障害者虐待防止法の広報啓発活動を行い、地域で権利侵害が起こらない様、見守りや相談支援体制の強化を図ります。

(3) ライフステージにわたる支援体制の構築

障がいがあっても地域で安心して暮らしていくために、生活上の多様なニーズにきめ細やかに対応し、障がい特性に対して専門的に対応できる人材の確保や、出生から就労さらには高齢者になるまで切れ目のない支援が提供できるよう、役場内の各部署と横断的な連携を取り、総合的な相談支援体制を推進します。

(4) 障がい者・障がい児の就労支援体制や社会参加の機会の充実

「働きたい」と希望する障がいのある人に対し、さまざまなチャレンジや十分な選択ができる様、就労支援関係機関と連携しながら就労支援を行います。また、村内でも障害者雇用についての普及啓発活動を推進し、雇用の促進を図ると共に、村の地域産業等を生かした多様な雇用機会の創出に努めます。障がい者や家族の相互交流や日中活動等の機会を増やすため、村地域活動支援センターの機能強化や地域での様々な活動への参加に対する支援を行います。

施策の目標 (K P I)

目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
松川村障がい者プラン意見交換会 (誰もが住みやすいハッピービレッジプロジェクト) への参加人数	25名	60名
施設入所者の地域生活への移行	施設入所者 6名	施設入所者 4名
福祉施設 (就労移行支援・就労継続支援 A/B型・生活介護・自立訓練) 利用者的一般就労への移行	年間 5名を移行	年間 5名を移行

## 第2節 支え合い、いきいきと暮らす健康長寿の村づくり

施策項目	5、母子、父子福祉の向上	
現 状	<p>昭和 63 年から平成 23 年の 25 年間で母子世帯は 1.5 倍、父子世帯は 1.3 倍と増加傾向にあります。また、母子世帯の就業状況、就労収入は父子家庭よりも厳しい状況となっています。</p> <p>当村では、母子、父子福祉の向上のため、ひとり親家庭に対し、相談・支援の実施と、関係者による見守りを行っています。</p>	
今後に向けた課題	<p>経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭が増加傾向にある中、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、ひとり親家庭が孤立しないよう、ひとり親家庭を関係機関や、地域社会が連携して支援していく必要があります。</p>	
基本方針	<p>・ひとり親家庭の生活の安定と自立を目指します。</p>	
具体的施策		
<p>(1) 相談・支援体制の充実</p> <p>①ひとり親家庭の実態把握に努め、経済的支援、自立に向けた支援等の福祉制度の周知に努めます。</p> <p>②民生児童委員・保育園・小中学校などの関係機関と連携し情報共有をすることで、一人で悩みを抱え込まず気軽に相談できる環境づくりに努めます。</p>		
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
ひとり親世帯向けの就労に関する臨時相談窓口への相談件数	1 件	5 件

### 第3節 つながり、安心・安全に暮らせる村づくり

施策項目	1、消防・防災・減災体制の強化
現 状	<p>当地域は、糸魚川静岡構造線上に位置しており、大規模な地震の発生が指摘されています。近隣でも大規模地震が発生し甚大な被害をもたらしました。また、近年の異常気象による豪雨・洪水など自然災害の発生も予測され、防災は重要な課題です。</p> <p>当村では、これまで予告なしに発生する火災や災害に立ち向かうため、消防団の機動力をより高める分団編成をはじめ、ポンプ車・小型ポンプ・バイクなどの購入による、消防設備の充実を図ってきました。</p> <p>また、地域の防災力を強化するため、17行政区において自主防災組織が組織化され、災害時住民支え合いマップづくりへの取り組みなど、災害に対する体制づくりの強化に努めています。あらゆる施策を効果的かつ総合的に展開し、将来にわたって持続可能な松川村の地域を創造する計画となるよう、検討を重ねているところでございます。</p>
今後に向けた課題	<p>消防団員のほとんどが、事業所などへの勤務者です。そのため、昼間の非常時の緊急体制を備えるには、村民や事業所に働きかけ、団員の安定的確保に努めていきます。また、団員の高齢化が進んでおり、今後、機能別団員として導入を図ることの検討も必要であると考えられます。</p> <p>防災体制としては、防災行政無線による、更に迅速かつ的確に村民へ知らせる仕組みづくりが重要となります。また、総合防災訓練を引続き実施するなど、自主防災組織を通して、村民の防災意識の高揚を図っていくことも必要です。</p> <p>大地震時の死因の約9割は建物の倒壊によるものとされており、地震災害時の家屋の倒壊等による人的・経済的被害の軽減には、建物の耐震化を図ることが重要です。被害を最小限に止め、村民が安心して日々暮らせるように、住宅の耐震改修促進が求められています。</p>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村民の生命・財産を災害から守るため、「松川村地域防災計画」に基づき、緊急時における防災体制と防災機能の強化・向上に努めるとともに、災害時住民支え合いマップの策定による村民の防災意識の高揚を図り、災害に強い、安全・安心な村づくりを進めます。</li> <li>・既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、耐震性能の向上を図り地震災害から村民の生命・財産を守ります。</li> </ul>
具体的施策	
<p>(1) 消防力の強化</p> <p>①機械・設備の充実を図るため、計画的に消防小型ポンプ及び積載車を更新するとともに、消火栓の改修・新設、消防ホース及び格納箱の更新を進めます。</p> <p>②火災予防や自然災害に対応するため、事業所の協力を得ながら、消防団員の確保に努めるとともに、消防・防災教育を推進します。</p>	

<p>(2) 防災機能の強化 よりの確な情報伝達を行うため研究し、防災行政無線（同報系）のデジタル化を計画的に進めます。</p>		
<p>(3) 地域防災意識の高揚 地域の要援護者などを災害から守るとともに、村民の防災意識高揚を図るため、全行政区での災害時住民支え合いマップの更新（策定）を支援し、併せて住民主導型の地区防災マップ作成を支援します。</p>		
<p>(4) 住宅の安全対策 一般住宅に係る耐震診断及び耐震改修工事を支援し、耐震性の向上を図ります。</p>		
<p>施策の目標（K P I）</p>		
目標の内容	現状（R1）	目標（R6）
耐震診断（精密診断）の実施戸数	474 戸	490 戸
耐震改修の実施戸数	15 戸	18 戸
消防団員数	200 人	200 人

### 第3節 つながりて、安心・安全に暮らせる村づくり

施策項目	2、交通安全対策の充実	
現 状	交通事故の無い「安全で快適な住みよい村づくり」は村民の心からの願いです。当村では警察及び各地区交通防犯部長や学校及び保育園関係者、行政が連携し、交通指導所の開設や街頭指導などにより交通安全を呼び掛け、交通安全指導と交通マナーの向上に努めています。高齢者による交通事故は増加傾向にあるため、交通安全ちらしを配布し意識高揚を図っています。また、チャイルドシート購入費補助を行い着用推進にも取り組んでいます。	
今後に向けた課題	交通事故の原因の多くは、基本的なルール違反や交通マナーの低下であることから、交通事故を無くすため村民一人ひとりの更なる交通安全意識の向上が重要です。高齢者が関係する交通事故は増加傾向にあることから、高齢者を対象とした交通安全対策と免許返納を促し、免許返納後の移動手段の確保に取り組む必要があります。	
基本方針	・交通事故を無くすため交通安全意識の高揚と、安全な交通環境づくりを進めるとともに、「交通安全は家庭から」を理念に村民総参加で交通死亡事故ゼロを目指します。	
具体的施策		
(1) 交通安全対策の充実と意識の高揚 警察署及び交通安全協会などの関係機関と連携を取りながら、学校や保育園・職場・家庭・地域などあらゆる機会を利用し交通安全マナーの向上と、交通安全意識の高揚に努めます。また、シートベルトの全席着用と、チャイルドシートの着用を更に推進します。		
(2) 高齢者の交通安全意識の高揚 警察署及び交通安全協会などの関係機関と連携を取りながら、家庭や地域などあらゆる機会を利用しチラシやポスター、防災無線により交通安全マナーの向上と、交通安全意識の高揚に努めます。また、シートベルトの全席着用を推進します。		
(3) 免許返納制度の周知 交通安全協会や福祉部門などの関係機関と連携を取りながら、村社協のりんりん号等の活用を促すとともに、免許返納制度を周知し交通安全意識の高揚に努めます。		
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
交通死亡事故件数	0 件	0 件

### 第3節 つながり、安心・安全に暮らせる村づくり

施策項目	3、防犯対策の充実	
現 状	<p>地域における連携意識の希薄化と高齢化や都市化などの社会環境の変化に伴い、犯罪は複雑及び巧妙化し、凶悪化も進んでいます。当村では、警察及び防犯協会や金融機関と連携し、特殊詐欺などの犯罪手口や被害防止対策の情報提供を広報誌や防災無線等で周知し犯罪の発生を未然に防ぐ取組をしています。</p> <p>また、各地区交通防犯部長を通じ各区からの要望に基づく防犯灯の整備を行い、夜間の犯罪抑制及び歩行者の安全確保を計画的に進めています。</p>	
今後に向けた課題	<p>村民が犯罪に巻き込まれることの無いように、警察及び大町市消費生活センター、県消費生活センターや関係機関と連携を密にし、新手の犯罪や手口による被害防止対策の情報を広報誌や防災無線等で随時周知していくことが必要です。</p> <p>また、学校及び保育園、職場、家庭、地域で防犯意識の高揚と防犯組織の結束と強化を図り、防犯対策を更に強化する必要があります。</p> <p>さらに、電柱の無い通学道路や生活道路への太陽光発電型などの防犯灯設置を検討し夜間の犯罪抑制と歩行者の安全確保をする必要があります。</p>	
基本方針	<p>・犯罪と暴力の無い「安全で明るく住みよい村」の実現のため、警察及び各地区交通防犯部長と関係機関と連携を図りながら、村民の犯罪意識の高揚及び防犯対策に取り組みます。</p>	
具体的施策		
<p>(1) 防犯対策の充実と連携</p> <p>警察署及び防犯協会などの関係機関と連携を取りながら、広報誌や防災無線を活用し新手の犯罪や手口の情報提供など、学校や保育園・職場・家庭・地域などあらゆる機会を利用し防犯意識の高揚に努めます。</p>		
<p>(2) 防犯対策としての防犯灯の充実</p> <p>地域の実情を把握した上で、各地区より要望のあった箇所へLED防犯灯の計画的な設置を図ります。</p>		
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
防犯灯の設置要望達成率	100%	100%

### 第3節 つながり、安心・安全に暮らせる村づくり

施策項目	4、安全な消費生活の実現	
現 状	<p>消費者を取り巻く環境は日々変化しており、インターネット等を利用した通信販売など利便性が向上した反面、手口が巧妙化してきている特殊詐欺事件が連日報道されています。このような状況の中、防災行政無線や広報誌などを通じて新卒の詐欺等の情報発信をするなど注意喚起しています。また、北アルプス連携自立圏消費生活運営事業により、大町市消費者生活センターが設置され常時専門相談員が消費者からの各種相談に対応しています。村消費者の会でも研修会や学習会に参加し、不安を抱えている方に対し助言をしています。</p> <p>近年問題視されている食品ロスについては、村商工会を通じ村内各事業所や販売店にポスター掲示やちらし配布を行い削減への取組啓発をしています。</p>	
今後に向けた課題	<p>依然として後を絶たないオレオレ詐欺や架空請求のような特殊詐欺は、巧妙化かつ悪質化し年代を問わず被害が出ています。消費者被害の未然及び拡大防止を図るため、適切かつ的確な情報提供することが求められています。</p> <p>日本では食料を海外からの輸入に大きく依存しているながら大量の食料が食べられないまま廃棄されています。様々な食品が豊富に出回っている現在食料資源の浪費や環境への負担の問題にも目を向け食品ロスの現状を知り「もったいない」という意識を持ち一人ひとりができることから始めて食品ロス削減に取り組むことが大切です。</p>	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心安全な消費生活が送れるよう、また被害を未然に防ぐため消費生活センターを活用し、適切かつ的確な情報提供と相談業務の充実に努めます。</li> <li>・もったいないを心がけ食品ロス削減の啓発に努めます。</li> </ul>	
具体的施策		
(1) 安全な消費生活の実現		
福祉部署と連携し高齢者や障害者など「生活弱者」が関係する消費者トラブルの把握に努め、消費生活センターなど関係機関との支援や助言を仰ぎながら、相談体制の充実と適切な指導に努めます。		
(2) 食糧消費の適正化		
村商工会と連携し村内企業や個人事業主及び学校や家庭から「もったいない」の気運を高め、食料の適量購入や食品の適量注文を推進し、食べきりと『松川村 20・10 運動』の定着化を図り、食品ロス削減の啓発に取り組みます。		
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
特殊詐欺被害発生件数	1 件	0 件

## 第4節 心豊かに、未来を切り拓く学びの村づくり

施策項目	1、未来を切り拓く力を育む教育
現 状	<p>当村の小・中学校は、各一校であり、小学校は少子化が急速に進む当大北地域で、一番の大規模校となっています。</p> <p>児童生徒数が減少する中、近年増加傾向にある特別な支援を必要とする子どもたちの為に、村教育指導主事・保健師及び村費教員を配置し、子どもや家庭が抱えるや様々な問題に対し、相談や学習指導を行っています。</p> <p>小中学校とともに学校ランドデザインに沿って、個別指導・チームティーチング指導、少人数指導等の充実など、各児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応を図っています。</p> <p>また、学校と地域が一体となって子どもを育てる仕組みとして、平成30年度にコミュニティスクールを組織して、「こんな子どもを育てたい」という願いを共有しながら地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組んでいます。</p> <p>施設面においては、小中学校の全ての教室等へエアコンを設置し、安心して学べる環境を整えました。また、計画的に施設・設備の維持補修や整備に努めています。</p>
今後に向けた課題	<p>社会が急速に変化していく中、子ども達や学校教育を取り巻く環境も大きく変化しています。これからの学校教育では、次代を担う子ども達に、自ら学び活動できる力を育成することが重要となっています。その為には、教職員の資質・指導力の強化を図るとともに、子ども達が多様な学びの中で、判断力・表現力を養えるように取り組む必要があります。</p> <p>そして、学校・家庭・地域が更に連携を深め、地域全体で豊かな人間性を育む教育を進めることが求められています。</p> <p>また、快適で安全な学習環境を維持するために、教育施設の計画的な修繕が必要です。</p>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが自ら学び、確かな学力を身につけ、学校生活を通じて社会の変化に対応し、未来を切り拓いていくことのできる力を育成します。</li> <li>・一村一校である、小中学校の特徴を活かし、幼保・小・中連携による効果的な教育活動に取り組みます。</li> <li>・子育て拠点を核とした、更なる子育て支援の充実に取り組みます。</li> <li>・子どもたちが快適で、安全な学校生活を送ることのできる環境づくりを進めます。</li> <li>・学校・家庭・地域が互いに連携・協力し、子どもたちの地域への愛着心、社会性の育成に取り組みます。</li> </ul>
具体的施策	
<p>(1) 学力向上への取り組み</p> <p>基礎知識の定着を図るため、授業改善に取り組むとともに、きめ細かな指導により児童生徒の学習意欲を高め、読解力の育成など更に学力を伸ばす取り組みを進めます。</p>	
<p>(2) 国際化時代に求められる教育の推進</p> <p>①保小中連携して外国語によるコミュニケーション能力の向上に取り組みます。</p> <p>②姉妹校である台湾鹿港鎮の中学校との交流を通じて、国際化する社会において主体的に行動できる能力や国際感覚、コミュニケーション能力の育成に努めます。</p>	

<p>(3) 地域教育の推進</p> <p>①地域の方々の学校への思いを積極的に受け入れ、コミュニティスクールを通じて学校運営に活かしていきます。</p> <p>②次代を担う子どもたちが、良識と社会性を身につけ、地域に貢献したいという気持ちを育むよう、学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみの教育を推進します。</p>		
<p>(4) 問題を抱える児童生徒への支援</p> <p>学校だけでは解決が困難な児童生徒が抱える複雑な問題について、「リンリン会議」等を通じて関係者で情報を共有し、関係機関が連携して早期解決に取り組みます。</p>		
<p>(5) 充実した教育環境の整備</p> <p>STEAM 教育に基づく、プログラミング体験により論理的思考力を身に付けるなど、多様化する教育内容に適切に対応するため、ICT 環境等、教育環境の計画的な整備に取り組みます。</p>		
<p>(6) 特別支援教育の充実</p> <p>①子どもへの支援に携わる専門職のスキルアップと家庭等への早期支援のために関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>②LD 等通級指導教室のサテライト教室設置に取り組みます。</p>		
<p>(7) 子どもの安全対策</p> <p>①登下校時や放課後における子どもの安全確保のため、関係機関と連携を取り、犯罪や事故などから子どもを守る環境づくりを進めます。</p> <p>②児童生徒の電子メディア機器利用状況を把握し、ネットリテラシーを高めるとともに情報モラル教育と保護者への啓発等を推進します。</p>		
<p>施策の目標 (K P I)</p>		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
小学校1・2年生の英語活動 (年間)	0回	12回
保・小・中連携交流事業開催回数	9回	14回

## 第4節 心豊かに、未来を切り拓く学びの村づくり

施策項目	2、子ども・子育て環境の充実
現 状	<p>少子高齢化や核家族化の進行、女性の社会進出に伴う共働きの増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきました。</p> <p>当村には北・南2か所の保育園があり、保護者のニーズに対応する体制づくりや、“村の宝である子どもたちは村で育てる”という考えに基づき、平成28年4月から両園とも認定こども園に移行しました。また、保育の必要性がない児童の預かりや保育時間の延長、障がい児保育、一時保育など保育内容の充実に努めています。更に、平成30年10月から信州自然型保育の認定を受けるなど、村の豊かな環境を生かした保育・教育など総合的に提供しています。</p> <p>保育料に関しては、基準額の減額や独自基準による多子世帯への軽減・減免など経済的支援に加え、令和元年10月からの国の教育・保育無償化施策に合わせ、村認定こども園に関しては副食費の独自減免を実施しています。</p> <p>また、小学生を対象に、子どもプランとして児童クラブ・放課後子ども教室事業を実施し、適切な遊びや生活の場を提供し、安全確保と健全育成を図っています。</p> <p>子どもの居場所、子育て支援の拠点として平成30年4月にオープンした「子ども未来センターかがやき」は、開館以来多くの方に利用いただくとともに、福祉課をはじめ関係機関と連携して子育て全般に渡る支援の場として定着してきました。</p>
今後に向けた課題	<p>子育ての環境が変化し、家庭のニーズも多様化する中、全国的に保育士不足などにより待機児童が生じており、村としても保育の受け皿確保を維持していくとともに、県外等から移住を希望する家庭などの新たな保育ニーズに応える仕組みづくりが必要となっています。</p> <p>児童虐待に関しては予防に努める事を前提とし、その予兆や傾向を早期に把握し、早い対応が求められます。</p> <p>子どもプランでは、充実した運営を継続するためにスタッフの確保と育成が求められます。</p> <p>子ども未来センターは子育て支援ルームの利用、小中学生の居場所として定着してきておりますが、子育てに関する相談の場・子育て支援の窓口としての充実に取り組む必要があります。</p>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが心身ともに健全に育つよう、質の高い幼児期の保育・教育などを総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援の充実を図ります。</li> <li>・子ども未来センターや保健センターを中心に、子育てに関する相談や子育て支援施策を充実させるとともに、児童虐待防止に取り組みます。</li> <li>・放課後子どもプランは「放課後の主人公は子どもたち」との考えから、安心安全な居場所として、子どもの創造性・自主性を大切にした運営に取り組みます。</li> </ul>

<p>具体的施策</p> <p>(1) 保育環境の充実</p> <p>家庭、地域との連携を図り、子どもたちをたくましく育てていくとともに、子育て家庭の個々のニーズに対応できる制度づくりに取り組みます。</p> <p>村認定子ども園では、「たくましく『生きる力』と豊かな心を持つ子どもを育てる」を保育目標の軸に自然体験活動、運動保育士による運動指導、外国人講師による外国語活動など一人ひとりの力を伸ばすカリキュラムを更に推進します。</p>		
<p>(2) 子育て支援の推進</p> <p>子ども未来センターを中心に、乳児期の子育て支援の要となる保健センターと連携し、乳児から児童まで発達支援を含め一貫した支援ができるよう、家庭・学校・職場などとの連携を更に強めます。</p>		
<p>(3) 保護者支援・相談窓口の充実</p> <p>子育て世代包括支援センターの設置により相談窓口の明確化を図り、家庭・学校・保育園・子育て相談員・子育てに関する専門職などが連携し、気軽に相談できる場を提供し、児童虐待の未然防止、早期対応を図ります。</p>		
<p>(4) 放課後の居場所づくり</p> <p>各家庭のニーズに合わせた利用が可能となるよう、放課後子ども教室、児童クラブ、子ども未来センターなど、安心して利用できる居場所を学校と連携し確保していきます。</p>		
<p>(5) 子ども・子育て支援事業計画の推進</p> <p>令和2年度からの5年間を計画期間とする子ども・子育て支援事業計画により、村の子育て支援の更なる充実を図ります。</p>		
<p>施策の目標 (K P I)</p>		
<p>目標の内容</p>	<p>現状 (R1)</p>	<p>目標 (R6)</p>
<p>待機児童数</p>	<p>0人</p>	<p>0人</p>
<p>村認定子ども園での運動保育士による運動トレーニング教室 (年間)</p>	<p>9回</p>	<p>10回</p>
<p>村認定子ども園での外国人講師による外国語ふれあい教室 (年間)</p>	<p>12回</p>	<p>12回</p>

## 第4節 心豊かに、未来を切り拓く学びの村づくり

施策項目	3、生涯学習の振興
現 状	<p>生活が豊かになり、充実した人生を送るため、生きがいや心の豊かさが求められる時代となり、村民の生涯学習への意欲が高まってきています。一人ひとりが、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が望まれています。</p> <p>村民の学習ニーズに配慮しながら、民間、大学などの活動と連携しつつ、新規事業にも積極的に取り組み、社会教育を通して人材育成を推進してきました。</p> <p>「すずの音ホール」は、図書館も含めた多目的交流施設として、開館から10年を経過しました。建設段階から村民の要望・意見を取り入れるとともに、その運営にも携われる体制を整え、村民が自主的、自発的な学習活動を行う生涯学習振興の拠点となる施設として引き続き期待されています。</p>
今後に向けた課題	<p>村民の学習意欲が多種多様化する中、住民ニーズを的確に捉えるとともに、子どもから高齢者まで幅広い視野に立った豊富な学習機会の提供と併せ、個々の学びを適切に生かすことのできる地域づくりの一環として、参加者の人と人とのつながりを築いていく必要があります。</p> <p>図書館では、村民の多様化する要望、デジタル情報など書籍の形態への対応や北アルプス広域内図書館、安曇野ちひろ美術館など他施設との連携を通じて柔軟に対応することのできる新たなサービスの在り方を検討していく必要があります。</p>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢を問わず学びたいことが自由に学べるよう、多くの機関と連携し、豊富な学習の場の提供を進めます。</li> <li>・人と人とのつながりを築くとともに、家庭・地域の教育力の向上を目指し、分館を含めた公民館機能の充実を図り、生涯学習の基盤づくりを進めます。</li> <li>・豊かな読書活動の推進を図り、蔵書の充実、サービスの向上に努めるとともに、北アルプス広域内図書館や安曇野ちひろ美術館など他施設との連携を通じて、新たなサービス提供に努めます。</li> </ul>
具体的施策	
<p>(1) 社会教育体制の整備・充実</p> <p>①自ら学ぶ学習の機会の提供</p> <p>多目的交流センター「すずの音ホール」、生涯学習センターグリーンワークまつかわを拠点とし、各地区施設などを活用した多種多様な生涯学習の機会を提供するとともに、分館での学習活動を支援します。また、村民誰もが自主的、自発的に学習活動を行える環境づくりに取り組みます。</p> <p>②指導者の育成</p> <p>多様な学習活動を通じて人材育成を図るとともに、新しい活動を生み出すための指導者育成につなげていきます。</p>	

<p>③ボランティアグループの育成  地域住民参加グループ、社会教育関係団体などと連携し、生涯学習や福祉ボランティアの振興につなげていきます。</p> <p>④交流ネットワークの構築  社会教育施設間のネットワークの構築、人と人、分館間のネットワークの構築に努めます。</p>		
<p>(2) 図書館の充実</p> <p>①「情報の拠点」としての図書館サービスを図り、村民へより多く、多彩な資料を提供するため、デジタル情報の収集、インターネット無線LAN環境整備の検討、北アルプス広域内図書館の資料を多角的に利用できるようシステムの構築検討、ホームページの充実やSNSの利用によるリアルタイムな情報発信などに取り組み、利用者の増加に努めます。</p> <p>②未来を担う子どもたちの読書活動を支援するため、安曇野ちひろ美術館や村内の他施設との更なる連携を図るとともに、セカンドブック・サードブック事業への取り組みを進めます。</p>		
<p>施策の目標 (K P I)</p>		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
多目的交流センター利用者数 (人/年)	40,033 人	40,100 人
図書館来館者数 (人/年)	38,448 人	40,000 人

## 第4節 心豊かに、未来を切り拓く学びの村づくり

施策項目	4、生涯スポーツの振興	
現 状	<p>心身両面に良い影響を与える文化としての生涯スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、一人ひとりの心身の健全な発達に必要不可欠なものです。</p> <p>人口減少、高齢化や競技の多種目化によりそれぞれの競技団体に係わる方は減少傾向ですが、一方、健康志向の高まりから年齢や体力に応じ、スポーツに親しむ方も多くあります。</p> <p>体育協会をはじめ多数の競技団体が活発に活動し、近隣のスポーツ大会をはじめ、北信越大会や全国大会への出場機会も増加するなど、競技力の向上も図られています。</p> <p>村民運動会や分館対抗球技大会など、地域交流の場として、伝統的なスポーツ事業も実施しています。</p>	
今後に向けた課題	<p>健康志向の高まりや余暇時間の増加などから、村民一人ひとりが健康で活力あるライフスタイルの構築が求められており、そのためにスポーツ指導員者の育成やスポーツ環境の整備が求められています。</p> <p>一方、子どもの体力低下が社会的な問題となるとともに、競技力の低下が懸念される中、児童・生徒の段階からスポーツに日常的に接する機会を増やすことが必要とされています。</p> <p>今後も各スポーツ関連団体とより一層連携し、村民に対して充実したスポーツ環境を提供するとともに、多様な事業を展開するなど、村民全員が日常的にスポーツに親しめる機会を創出する必要があります。</p>	
基本方針	<p>・子どもから高齢者まで、スポーツを通じて健康で明るく、活力ある生活が送れるとともに、スポーツ・レクリエーション活動が日常的・継続的に実践できるよう、環境づくりを進めます。</p>	
具体的施策		
<p>(1) 生涯スポーツ社会の実現</p> <p>①健康で明るく活力ある生活を実現するため、スポーツ・レクリエーションを日常的に実践できるよう、各種イベントを開催します。</p> <p>②村民の体力向上と健康づくり推進のため、スポーツ・レクリエーション団体と連携し、指導者の養成・確保・充実に積極的に取り組みます。</p> <p>③村内をはじめ広域的に各種スポーツ団体と連携し、各種スポーツ・レクリエーションイベントの開催・支援に積極的に取り組むとともに、スポーツ・レクリエーションに関する情報提供を行います。</p> <p>④児童・生徒が身体を動かすことの楽しさや、仲間をつくりスポーツする喜びを体験できるよう、広域的な視野を持ちスポーツ環境づくりを推進します。</p>		
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
社会教育関係団体 (社会体育) 登録団体数	60 団体	60 団体

## 第4節 心豊かに、未来を切り拓く学びの村づくり

施策項目	5、芸術・文化活動の振興	
現 状	<p>村の芸術・文化活動の拠点である多目的交流センター「すずの音ホール」を中心に、コンサートや演劇、講演会などが年間を通じて多数開催されており、村民の芸術・文化への関心が高まるとともに活動も活発になっています。</p> <p>又、村には、歴史的な文化財として、彫刻、建造物、古文書などの有形文化財から、民俗芸能といった無形の文化財まで、数多くの文化財が存在しています。</p> <p>こうした、貴重な文化財を後世に引き継いでいくために、適正な保護継承に努めています。</p>	
今後に向けた課題	<p>村民が芸術・文化をより一層親しむため、村民が更に参画しやすい環境づくりを行うなど、講演・講座の企画運営を村民主導によって進める地盤作りが必要になります。また、文化活動を推進する指導者を育成し、次世代に継承していく場として施設の活用を促進していく必要があります。</p> <p>芸術・文化活動の拠点となる「すずの音ホール」は開館から10年を経過し、運営に係わる村民ボランティア組織について、長期にわたって老若男女がやりがいを持ちながら施設運営・管理に携われる体制づくりを今後も引き続き推進する必要があります。</p> <p>文化財は、松川村の歴史、文化の正しい理解のため欠くことのできないものであり、将来の文化の向上・発展の基礎をなすものとして、その適切な保存・活用を図ることは大変重要となっています。また、地域に伝えられる伝統文化・芸能をいかに後世へ継承していくかが課題となっています。</p>	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的な芸術・文化活動を積極的に支援し、文化を創造し継承する環境づくりを目指します。</li> <li>・文化財を村民の共有財産として後世へ伝えるために有形文化財の保存や無形民俗文化財の継承などに取り組みます。</li> </ul>	
具体的施策		
<p>(1) 文化活動の推進</p> <p>①村民参加による「すずの音ホール」を中心とした文化活動の推進</p> <p>広く村民が多目的交流センター「すずの音ホール」では、すずの音応援団など企画運営に参画できる団体の育成・活発化を進めます。</p> <p>②質の高い芸術文化と触れ合う講座の開催及び人材の育成</p> <p>村民が文化の創造に力を注げる環境づくりとして、質の高い芸術・文化の触れ合いや講座の開催を進めます。</p>		
<p>(2) 文化財の保存、伝承、活用</p> <p>「村指定文化財保護事業補助金交付要綱」の規定に基づき、財政的支援を行うとともに、その保存や伝承、活用に努めます。</p> <p>村民の文化財保護意識の醸成に努めるとともに村の歴史・文化財を学ぶ機会をつくるため小学校などと連携し、その活用に取り組みます。</p>		
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)

多目的交流センター公民館主催芸術・文化イベント開催数（回/年）	15回	15回
収蔵庫一般公開及び学習機会	年1回	年3回

## 第4節 心豊かに、未来を切り拓く学びの村づくり

施策項目	6、人権教育の推進	
現 状	<p>すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等であることが、世界人権宣言の第1条にうたわれています。近年、国際化や情報化、高齢化の進展など社会情勢の変化に伴い、人権問題は多様化・複雑化しています。</p> <p>人権に関する学習会や講演会、各分館の人権学習会などを通じ、すべての人にとって幸せな社会にするため、村民一人ひとりが常に人権意識を持ち、個性や多様性を尊重する社会づくりが必要です。</p>	
今後に向けた課題	<p>人権課題は、国際化や情報化、高齢化の進展など社会情勢の変化に伴い、多様化・複雑化しており、一人ひとりの多様なあり方を認め合い、お互いを思いやる心を持つことで自身を含め、すべての人にとって幸せな社会を実現するため、分かりやすく情報伝達・共有を図ることが必要です。</p> <p>村民がさまざまな人権について考え、理解を深められるように事業を計画し、家庭、学校、地域、企業・職場などと一体となって、人権教育を推進します。</p>	
基本方針	<p>・人々の多様なあり方を認め合い、お互いを思いやる心を持つことで、すべての人が幸せに生きる明るい住みよい社会にすることを目標に、一人ひとりの人権が尊重され守られるよう人権尊重意識の醸成を図り、村民などとの協働による人権啓発に取り組むとともに、家庭、学校、地域、企業・職場などが一体となり、人権教育を推進します。</p>	
具体的施策		
<p>(1) 人権教育の推進</p> <p>社会情勢の変化に伴う新たな人権課題に取り組みながら、お互いを尊重し、生き方に学ぶ交流の場を充実させ、家庭、学校、地域、企業・職場などが連携し、すべての人の人権が尊重されるよう道徳意識を高める活動や人権教育の推進に努めます。</p>		
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
人権教育講座等参加者数	519人	550人

## 第4節 心豊かに、未来を切り拓く学びの村づくり

施策項目	7、青少年の健全育成
現 状	<p>インターネットによる情報化社会の進展や生活様式の変化、核家族化など、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。</p> <p>現在では、家庭、学校、地域の社会全体で子どもを育てる意識も高まり、地域で子どもを育てることを目指し、子ども会育成会連絡協議会など、子ども会組織の強化を進めています。また、豊かな自然を活用した体験交流会など、青少年の豊かな人間性を育成する環境づくりを進めています。</p>
今後に向けた課題	<p>家庭、学校、地域などの関係機関・団体との連携を図りながら、青少年の健全育成を進める必要があります。また、家庭教育の機能向上を図る取り組みを行い、明るい家庭づくりを促進することも大切です。</p> <p>関係機関やボランティアによるパトロールなどを実施し、地域児童・生徒の安全確保及び有害環境の排除と、非行の防止活動に努めることも必要です。</p> <p>青少年一人ひとりの個性・能力を伸ばすため、さまざまな体験ができる場の提供をこれまで以上に行う必要があります。</p>
基本方針	<p>・「地域の子どもは地域で守り育てる」を基本理念に、家庭、学校、地域が連携し、青少年の健全育成のための環境づくりを図るとともに、青少年一人ひとりの個性・能力を尊重し、知・徳・体・食などの調和のとれた自主的で豊かな青少年育成に努めます。</p>
具体的施策	
<p>(1) 家庭、学校、地域が連携した青少年健全育成の推進</p> <p>①家庭、学校、地域及び行政が連携し青少年育成村民会議を核として、青少年育成村民運動推進大会、村民会議4部会事業などを通じて、青少年に関わるすべての団体・機関が連携し、地域を挙げて青少年の健全育成のための環境づくりに努めます。</p> <p>②明るい家庭づくりを促進するため、「家庭の日」など家族のふれあいを大切にする習慣の定着を図るとともに、家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。また、人と人、自然との触れ合いなど、交流や体験学習の機会を提供し、さまざまな事業展開を図ります。</p> <p>③安全確保と非行防止の推進のため、関係機関やボランティアによるパトロールなどを実施し、地域児童・生徒の安全確保及び有害環境の排除と非行防止活動に努めます。犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くため、地域住民とともに関係団体、機関との連携のもと、「社会を明るくする運動」の推進を図ります。</p>	
<p>(2) 青少年育成活動の推進</p> <p>①「地域の子どもは地域で守り育てる」を基本理念とし、地区単位での青少年育成を推進するため、地区子ども会育成会事業の積極的な支援を行います。また、子ども会育成会連絡協議会を中心に、情報交換などを行い、子ども会組織の強化とリーダー育成に関する事業を積極的に進めます。育成会、PTAなどの円滑な活動を支援するとともに、団体相互の連携を強化し、情報交換の場の確保に努めます。</p>	

②青少年の育成活動の充実させるため、スポーツ、学習、地域活動などの機会の拡充を図るとともに、グループの育成、活動の核となる指導者・リーダーの発掘、養成に努めます。		
施策の目標（K P I）		
目標の内容	現状（R1）	目標（R6）
青少年育成関連イベント参加者数	440人	500人

## 第4節 心豊かに、未来を切り拓く学びの村づくり

施策項目	8、女性の社会参画の推進
現 状	<p>男女共同参画社会の実現のためには、性別にとらわれることなく、一人ひとりを自立した人間と考え、他人を尊重し、生命の大切さを理解することが大切です。</p> <p>村では、平成15年3月に「男女共同参画社会推進計画」を策定し、平成17年3月には、村民、行政、事業者などが一体となり、社会のあらゆる分野で男女共同参画を進めるため、「松川村男女共同参画社会推進条例」を制定しました。平成30年4月に「第4次松川村男女共同参画社会推進計画」を策定し、地区の社会生活部員を中心に男女共同参画推進サポーターを養成し、広報や各種セミナー、フォーラム、研修会などを通じて、地域コミュニティといった身近なところから男女共同参画を進めています。</p>
今後に向けた課題	<p>男女共同参画社会の実現に向け、身近な生活において具体的に実践できることがあるという意識改革を図り、分館やPTA役員などは、性別にとらわれない選出をするよう働きかけ、各種審議会などへの参画についても、性質を見極めつつあらゆる分野での参画を目指していく必要があります。平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るとされました。地域や職場においても、女性の能力を十分発揮できるよう支援する必要があります。</p>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性も男性も、子どもから大人まで、性別にとらわれることなく、個性が認められ、能力を十分に発揮でき、互いを尊重し、認め合い、村民の一人ひとりが意欲と経験を生かして、自らの地域で生きがいを持って活躍できる村を目指します。</li> <li>・男女共同参画サポーター制度を有効に活用し、家庭、地域、学校、企業・職場での自主的活動への取り組みを進めます。</li> </ul>
具体的施策	
<p>(1) 男女共同参画社会を目指した教育と学習の推進</p> <p>第4次松川村男女共同参画社会推進計画を基に講座や研修会の実施、広報を通じて、男女共同参画に向けての意識改革及び社会的慣行の見直しの促進、女性に対する暴力を含むあらゆる暴力に対する防止対策を進めます。男女共同参画サポーター制度が有効に機能し、家庭・地域コミュニティから身近な男女共同参画が推進されるよう研修会を開催し、社会教育・家庭教育・学校教育を充実します。</p>	
<p>(2) あらゆる分野における女性の参画の推進</p> <p>各種審議会、委員会や企業・職場などにおいて方針などの決定の場に女性の参画を促進する取り組みを進めます。また、村民の一人ひとりが意欲と経験を生かして、地域で生きがいを持って活躍できるようさまざまな地域活動を支援し、区や分館活動など地域における女性役員の登用を促進するよう働きかけを行っていきます。さまざまな分野で活躍する女性のネットワークづくりや活動を支援します。</p>	

施策の目標（K P I）		
目標の内容	現状（R1）	目標（R 6）
女性の公職参画率（％）	33.8%	40.0%
男女共同参画サポーター研修会等参加者数	65 人	100 人

## 第5節 地域の特性を活かした産業を育む村づくり

施策項目	1、特色ある農業の振興
現 状	<p>農家の高齢化、国際化に伴う農産物の輸入増大など、農業を取り巻く環境は引続き非常に厳しい状況にある中、豊かな水資源と肥沃な土地を活かしながら、水稻を中心に、良質米の「鈴ひかり」の生産や、酒米に関しては、県内一の産地として確立しています。</p> <p>地域農業を守るため、地域の話合いにより作成された人・農地プランに基づき、担い手を明確化し、農地の保全と経営の安定化を図っています。</p> <p>また、農産物の海外販路開拓に向けた取組を始めており、「松川村産酒米でできた日本酒（以下日本酒）」と「りんご」について、東南アジアを中心に輸出先を模索しているところです。</p>
今後に向けた課題	<p>地域農業を守る農業者の高齢化が進む中で、これまで地域の中心となっていた担い手農家の高齢化による離農が進み、今後担い手が不足することが懸念されます。</p> <p>農業が魅力あるものとする為に、担い手農家の経営安定・収益向上を図る中で、消費先として国内以外にも海外等へのルートづくりを進める必要があります。</p>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者や認定新規就農者、農業法人などの、地域農業の担い手となる経営体の確保と育成を図ります。</li> <li>・地域農業を維持・発展させるために、地域の合意形成に基づく「人・農地プラン」の実質化の取組みを推進します。</li> <li>・環境や健康に対する消費者ニーズに対応した、環境にやさしい農業を促進します。</li> <li>・農産物（日本酒・りんご等）の国内外への商流を継続的に進めるとともに、農産物の産地化・ブランド化を図り価値・知名度の向上を目指します。</li> </ul>
具体的施策	
<p>(1) 地域農業を支える経営体の育成</p> <p>①経営安定と収益向上を図るため、農業機械等の購入補助金や農地の集積に対する補助金等の支援を行います。</p> <p>②高齢化による担い手の離農対策として、関係機関と連携を取り新規就農者や農業後継者の相談活動や支援体制の充実を図ります。</p> <p>③超省力・高品質生産を実現する、ロボット技術や ICT 技術等を活用したスマート農業を推進します。</p>	
<p>(2) 人・農地プランの実質化</p> <p>「人・農地プラン」の実質化による地域の話合いによって、地域の将来方針に基づいた農地の集積・集約化による維持管理と農業生産構造の構築を目指します。</p>	

<p>(3) 環境にやさしい農産物生産の推進          松川村すずむし保護条例に賛同する農家が GAP を取り入れ、環境に配慮した安全で安心な農産物生産に取り組みます。</p>		
<p>(4) 農産物の販路開拓          国内外への農産物（日本酒・りんご等）の継続的な商流となる取り組みをします。</p>		
<p>(5) 農産物の産地化・ブランド化          農産物の価値・知名度を高めるため、産地化・ブランド化を図ります。</p>		
<p>施策の目標（K P I）</p>		
目標の内容	現状（R1）	目標（R6）
認定農業者	55 人	55 人
認定新規就農者数	9 人	5 人
担い手の農地集積率	53%	60%
農産物認証制度認定者数	28 人	35 人
農産物の輸出量（日本酒）	1,250ℓ／年	1,500ℓ／年
農産物の輸出量（りんご）	1 t／年	3 t／年

## 第5節 地域の特性を活かした産業を育む村づくり

施策項目	2、豊富な森林資源の活用	
現 状	<p>林業をとりまく状況は、木材の需要量の減少や木材価格の低迷による採算性の悪化、林業従事者の減少など、非常に厳しい状況にあります。</p> <p>村の森林面積 2,599ha と総面積の約 55%を占めている中で、森林の一部においては事業体と森林所有者による経営計画の協定により、除間伐、作業道の整備などが実施され民間活力による森林整備が図られています。</p> <p>野生鳥獣による農作物被害を軽減するために、西山一帯に侵入防止柵（電気柵）を設置し、人と野生鳥獣との共存を図っています。</p>	
今後に向けた課題	<p>林業の活性化を図るためには、林業関係団体や担い手の育成、計画的な森林整備を行うとともに、生産性の向上や経営の安定化に向けた林道整備や林業生産基盤の整備が必要です。</p> <p>また、野生鳥獣による農作物への被害や、松くい虫の被害も減らないことから、防止対策の継続が必要です。</p>	
基本方針	<p>・森林の持つ公益的機能を総合的かつ高度に発揮できるよう、計画的な森林整備を推進し、森林資源の有効活用を図ります。</p>	
具体的施策		
<p>(1) 林業の生産性向上</p> <p>健全な森林の育成、経営安定のための作業路の整備などを推進し、生産性の向上を図るとともに、維持・管理を徹底し、事故防止に努めます。</p>		
<p>(2) 森林環境教育の推進</p> <p>植樹祭による村民の森林づくりへの参加促進を図ります。</p>		
<p>(3) 森林整備体制の育成・強化</p> <p>地域の森林整備の中核となる事業体の育成強化を図り、「森林経営計画」の促進に努めます。</p>		
<p>(4) 松くい虫対策の徹底</p> <p>松くい虫の被害木の駆除など、森林病虫害防除対策を、関係機関と連携して総合的に進めます。</p>		
<p>(5) 野生鳥獣との共生体制の確立</p> <p>人と野生鳥獣が共生できる環境整備を進め、関係機関と連携して鳥獣被害軽減に努めます。</p>		
施策の目標（K P I）		
目標の内容	現状（R1）	目標（R6）
樹種転換計画面積（ha）	19ha	30ha

## 第5節 地域の特性を活かした産業を育む村づくり

施策項目	3、魅力ある地域商業の活性化	
現 状	<p>近隣自治体への大型商業施設の出店等による地元消費者の流出、経営者の高齢化や後継者不足、インターネット販売の普及などにより中小商業者を取り巻く環境は厳しさを増しています。</p> <p>村では経営改善普及事業や融資制度などに係る商工会への支援とともに、同会と連携した個店の経営支援など、活力ある商業活動の促進に努めているところですが、地元滞留率の減少が続き、吸引人口も減少傾向にあるなど、改善の兆しが見られない状況です。</p>	
今後に向けた課題	<p>住民アンケートの結果では「買物・商店」の現在の満足度について、満足していないとの回答が 54%と過半数を占めており、にぎわいのある「まちづくり」を推進するため、社会情勢や消費者ニーズを的確に捉え、起業や経営支援、人材育成などの諸課題に取り組み、農業、観光とも連携した活力ある商業を振興する必要があります。</p>	
基本方針	<p>・にぎわいのある「まちづくり」を推進するため、商業者の経営発達を支援し、消費者ニーズに沿った地域商業の活性化を図ります。</p>	
具体的施策		
<p>(1) 経営基盤の安定支援</p> <p>経営改善普及事業や融資制度などの商業活動促進支援を行い、商工会などの関係機関と連携した新規起業や既存企業の後継者対策を含む総合的な経営支援、人材育成に取り組みます。</p>		
<p>(2) 農業・観光との連携と魅力発信</p> <p>地域経済の活性化を図るため、農業・観光と連携した産業振興を図り、効果的な商店の魅力発信とインバウンド対応に努めます。</p>		
<p>(3) 魅力あるイベントの開催</p> <p>活力ある商業活動を促進するため、イベントや伝統行事などの開催を支援・協力します。</p>		
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (H27)	目標 (R 6)
商品販売額 (百万円/年)	7,803 百万円	7,900 百万円

## 第5節 地域の特性を活かした産業を育む村づくり

施策項目	4、活力ある工業の振興と雇用環境の充実	
現 状	<p>村内事業者の産業別分類では、製造業の従業者数が最も多く、事業者数についても卸・小売業に次いで多い状況で、地域の雇用安定に供していますが、事業者のほとんどが小規模であり、景況は国内外の情勢などに左右されやすく、人手不足もあるなか雇用環境や経営環境は依然として厳しい状況となっています。</p> <p>工業は、村の経済基盤であることから、優良企業の誘致を積極的に取り組むとともに、起業や既存中小企業の経営維持、事業拡大に対応した制度融資のあっせんや保証料補給、利子補給などを行い、地域経済の発展と雇用機会の拡大を図っています。</p>	
今後に向けた課題	<p>村内中小企業は経営基盤の脆弱性などから、技術力向上を目的とした人材育成や人材不足、事業承継、需要動向に関する営業力強化など、経営の安定化に向けての課題が多くあります。</p> <p>住民アンケートの結果では「働く環境・村内における雇用」の現在の満足度について、満足していないとの回答が50%と半数で、これからの村にとって重要との回答が75%を占めている状況から、活力ある工業を振興するために、更なる既存企業の振興と優良企業の誘致に努め、雇用の場を確保するなど地域の活性化を図る必要があります。</p>	
基本方針	<p>・企業への支援と企業誘致に努め、雇用の場を確保することにより、地域の活性化を図るとともに労働環境の整備を推進します。</p>	
具体的施策		
<p>(1) 企業への支援</p> <p>既存企業の経営基盤安定や事業拡大、労働生産性や技術力向上、人材育成などの取り組みや起業に対して、関係機関と連携した支援を行います。</p>		
<p>(2) 優良企業の誘致と雇用の場の確保</p> <p>環境に配慮した優良企業の誘致に努め、新たな雇用創出を図ります。また、企業の優良技術者、労働者の定着化などを図るため、労働環境の整備を推進するとともに、担い手不足の解消と都市圏などからの村内移住促進を図るため、就業・創業者を支援します。</p>		
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (H29)	目標 (R 6)
製造品出荷額 (百万円/年)	8,663 百万円	8,700 百万円

## 第5節 地域の特性を活かした産業を育む村づくり

施策項目	5、地域資源を活かした観光の振興	
現 状	<p>安曇野ちひろ美術館や安曇野ちひろ公園、すずむし荘、道の駅「安曇野松川」などの村観光地利用者は年間約 60 万人と増加傾向にあります。</p> <p>多様化する観光ニーズに対応して、関係機関・団体などとも連携した誘客事業を展開し、交流人口の拡大に向けて、村の個性や魅力を生かした観光振興に繋がっています。</p>	
今後に向けた課題	<p>観光を取り巻く環境は、人口減少社会の到来や嗜好・旅行形態の多様化、インバウンドの増加などにより著しく変化し、需要動向などへの対応が求められており、これらの状況を踏まえたうえで、当村における今後の観光振興を推進する必要があります。</p> <p>このため、関係団体などの活性化促進と連携の強化により、村の個性や魅力を更に生かした振興策が肝要です。また、広域的な観光振興や情報発信を村への誘客に繋げるとともに、ユニバーサルツーリズムを推進し、農業や商業とも連携した交流人口の拡大を図る必要があります。</p>	
基本方針	<p>・既存する地域資源を有効に活用した観光振興を図り、村の魅力を広く情報発信することで交流人口の拡大を目指すとともに、観光客受け入れ環境の整備を推進します。</p>	
具体的施策		
<p>(1) 地域資源を活用した観光振興</p> <p>豊かな自然や安曇野らしい風景、歴史や伝統文化などの優れた既存環境や資源、施設を活用した観光振興を基盤とし、関係団体などの活性化を支援し、連携して観光素材の掘り起しや更に磨きをかけることにより、多様化する観光ニーズへの対応と誘客拡大に努めます。また、産業間連携による観光振興を推進するとともに、地域イベントや伝統行事などの開催を支援・協力することにより、地域経済の活性化と村の魅力増進に繋がります。</p>		
<p>(2) 観光情報の発信と観光客受け入れ環境の整備</p> <p>パンフレットやインターネットなどの活用とともに、都市部イベントでの宣伝・広報を行い、積極的な村の魅力発信に努めます。また、広域観光の視点から、大糸線沿線を中心とした関係団体などとも連携した、観光宣伝、周遊ルートや二次交通の検討などを行い、広域的な滞在型観光や着地型観光を効果的に促進することで、村の産業振興に繋がるとともに、インバウンド対応を含むユニバーサルツーリズムを推進し、観光客受け入れ環境の整備に努めます。</p>		
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (H30)	目標 (R 6)
観光地利用者延数 (百人/年)	6,346 百人	6,400 百人

## 第6節 持続可能な村を創り出す体制づくり

施策項目	1、地方創生の推進と総合的な人口増加対策
現 状	<p>我が国は少子高齢化が進み、人口減少時代を迎えており、全国の市町村において大幅な人口減少に直面しています。このような状況が長引くと、経済産業、生活水準、地域のコミュニティなどの維持が困難になり、財政面等の様々な面での影響が出る事が予想されます。こうした状況の中、国では第2期となる総合戦略の策定に向けて「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を示し、地方自治体とともに地方創生の推進を図るため、地方版総合戦略の改訂を求めています。</p> <p>村では平成27年度に「松川村総合戦略」を策定し、地方創生の取組みを本格化しています。中でも人口増加対策に特化した係を新設し、移住希望者に対してワンストップ化を図り、相談・支援・情報発信などを一体的に推進してきました。また大都市圏や村内での移住相談会、移住希望者を対象とした日帰りや宿泊のツアーの実施、大都市圏での村の施策のPRなどを行ってきましたが、残念ながら人口減少は歯止めがかからない状態が続いています。</p>
今後に向けた課題	<p>将来推計人口を見ると、減少に歯止めがかからないという結果が出ています。今後、人口減少に抑止をかけるために、雇用の確保や社会保障など多方面からの支援、また情報の発信についても、村からのみではなく多方面から発信し、各関係機関との連携を密に協力していく必要があります。</p> <p>地方の人口減少の要因としては以前から指摘があるように、東京一極集中が挙げられます。都市圏から地方部への人口流入の促進として、都市部の若者層が地方での暮らしに希望が持てるよう、子育てや結婚施策などを積極的に取り組むことが喫緊の課題となっています。</p> <p>また、こうした状況を村民と共有し、地域住民や民間企業と一体となった取組みを推進する必要があります。</p>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的な人口動態を適確に把握し、推計、分析することにより人口減少の現状認識を深めるとともに、目標人口である9,300人を達成するための施策を総合的かつ積極的に推進します。</li> <li>・都市圏へ向けた移住相談・移住支援・魅力発信を村のみでなく市町村の枠を超えたエリア全体の事業として広域的に推進します。</li> </ul>
具体的施策	
<p>(1) 総合的な人口増加対策の推進</p> <p>村の現状と将来見通しを村民と共有した上で、10年後の人口を9,300人として目標を設定し、総合的に人口増加策に取り組むため、第7次総合計画と第2期地方版総合戦略を統合し、村の最重要課題として施策の横断的な取組みを推進します。</p>	

<p>(2) 地域住民や民間企業との連携による地方創生の推進</p> <p>地域へのひと・資金の流れを強化するため、将来的な移住にもつながる「関係人口」の創出を目的として、サテライトオフィスやテレワーク、二地域居住などに取り組むとともに、企業との連携による企業版ふるさと納税の活用促進を図ります。</p>		
<p>(3) 移住・定住の推進</p> <p>都市圏へ向けた移住相談・移住支援・魅力発信を村のみでなく市町村の枠を超えたエリア全体の事業として広域的に推進します。</p> <p>①村を体感していただくツアーやお試し宿泊を実施し、空き家や仕事などの情報が必要な移住希望者に対し支援します。</p> <p>②移住希望者のみでなく、移住後の方に対しても相談に乗るなど、移住前から移住後まで一体的な支援を実施します。</p> <p>③村の魅力については積極的に情報発信をし、村や周辺地域の認知度を向上させ、さらなる関係人口の増加に努めます。</p>		
<p>(4) Society5.0の実現に向けた未来技術の活用</p> <p>AIやIoT等の新技術や、民間企業や政府機関が有するビックデータの活用を推進し、超スマート社会に対応できる地域の形成に努めます。</p>		
<p>施策の目標 (KPI)</p>		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
移住相談件数	225 件	250 件
メールマガジン登録件数	192 件	300 件

## 第6節 持続可能な村を創り出す体制づくり

施策項目	2、若者交流・結婚支援の推進	
現 状	<p>近年、経済的理由で結婚に踏み出せない若者が増えてきています。それに伴い 20～30 歳代の未婚率は上昇し、男女ともに平均初婚年齢が上昇するいわゆる晩婚化が進んでいます。晩婚化は出産年齢を引き上げ、ひいては出生率の低下につながります。</p> <p>こうした現状を踏まえ、人口減少の背景にある未婚化、晩婚化の解消を図るため、若者交流イベントや結婚支援イベントにより出会いの機会や交流の場を創出してきましたが、一朝一夕に解決するものではなく、コンスタントにイベントを実施することが重要です。</p>	
今後に向けた課題	<p>男性女性ともに働きに出て、職場以外に出会いがないなどの問題点があります。また、生き方の多様化により結婚をしなくてもよいという考えの方も多数いるのが実状です。</p> <p>出会いの場を増やすため、イベントを行っています。イベントに参加しにくいとの声も聞かれます。今後、1組でも多くのマッチングが成立するよう、多くの方が気軽に参加でき、かつ内容も満足いただけるイベントについてさらに熟考する必要があります。</p>	
基本方針	<p>・若者の交流の場や出会いの機会を積極的に創出するとともに、結婚相談、情報提供などを含めた包括的な結婚支援を推進します。</p>	
具体的施策		
<p>(1) 若者交流事業の推進</p> <p>若者同士の交流を促進し、自らの結婚の希望を叶えるための若者の交流の場や出会いの機会を積極的に創出します。</p>		
<p>(2) 結婚支援の推進</p> <p>結婚適齢期の方に対し、婚活イベントだけでなく、結婚についての相談や情報提供などを包括的に対応できる総合相談体制を確立します。</p>		
<p>(3) 民間結婚支援団体への支援</p> <p>社会福祉協議会で行っているマッチングシステムへの支援のみではなく、民間で行っている団体へ支援することにより、更なる若者交流・結婚への支援の推進を図ります。</p>		
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
婚活イベントのカップリング数	8組	8組

## 第6節 持続可能な村を創り出す体制づくり

施策項目	3、心のふれあう地域づくり	
現 状	当村でも少子高齢化、人口減少が進み、地域住民間の交流や助け合い、支えあいの連帯意識が希薄化しています。村民が安心して暮らせる地域を存続するためにも、村民と行政が情報や課題を共有し、協働でむらづくりを進めていくことが求められています。このような中、地域活動助成事業やコミュニティ助成事業等を活用し、地域活動や防災活動に必要な備品の整備を行っています。	
今後に向けた課題	生活様式の変化や少子高齢化などから役員の担い手が不足し、自治組合組織などの従来の組織が十分に機能しなくなる恐れが出ています。このため、転入者や若い世代の住民が自治組合組織などに参加しやすい環境をつくることが求められています。 また、村民が自発的に立ち上げた地域活動への取り組みに対し、積極的に支援することも重要です。 更には、村民と行政の情報共有を図るため、迅速で正確な情報を提供すると共に、村民の意見が反映できるような仕組みづくりが必要です。	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民間の交流や助け合い、支えあいの連帯意識を高揚させ、心のふれあう地域づくりを進めます。</li> <li>・村民と行政が協働できる体制づくりを行い、安心して暮らせる地域づくりを進めます。</li> </ul>	
具体的施策		
(1) コミュニティ活動の推進 自治組合組織等の推進を図るため、転入者や若い住民などに自治組合加入を促進する。また、役員の再編や自治組合の合併も視野に、持続可能な地域組織の維持に努めます。		
(2) 地域づくり活動の推進 村民が自発的に立ち上げた地域活動への取り組みに対し支援を行います。		
(3) 情報共有の仕組みづくり ①村民の意見を村政に反映させるため、重要施策に対するパブリックコメントの他、気軽に意見交換ができる環境づくりに努めます。 ②SNSの活用等、村民に的確に正確な情報を伝達するための仕組みづくりを推進します。		
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
自治組合加入世帯数	3,066 世帯	3,203 世帯

## 第6節 持続可能な村を創り出す体制づくり

施策項目	4、信頼される行政運営
現 状	<p>少子高齢化や地方分権など社会情勢が著しく変化する中で、村づくりに対する住民ニーズは高度化・多様化しており、よりきめ細やかな行政サービスの提供が求められています。</p> <p>増加する様々な行政需要への対応や、地域住民の福祉の向上を目指すため、松川村定員管理計画に基づく適正な人員配置と計画的な職員採用を行うとともに、将来的には、システムのRPAやICTの活用等により事務の効率化を進めていきます。</p>
今後に向けた課題	<p>地方公共団体の行財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある中で、人口減少をはじめとする社会経済情勢の変化は激しく、複雑化する地域課題や行政需要に柔軟に対応することが求められています。</p> <p>更に総合計画や総合戦略の目指す姿の実現に向け、より効率的かつ機能的な組織機構の構築と適正な職員配置、人材育成に努めることが必要となっています。</p>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会情勢や住民ニーズを的確に把握し、必要となる施策や事務事業の厳選と選択を進めながら、適切かつ効率的な行政運営を進めます。</li> <li>・研修や自己啓発の促進による職員の資質向上と意識改革を図るとともに、人事評価制度による目標管理を進めます。</li> <li>・行政の透明化を進めるとともに、村民の積極的な村政参加による協働の村づくりを推進します。</li> </ul>
具体的施策	
<p>(1) 行政改革の推進</p> <p>①行政機構及び事務分掌の見直しにより、重点施策の展開や喫緊の課題へ迅速に対応します。</p> <p>②課・係別業務量を十分勘案し、適正な人員配置を図ります。</p> <p>③事業の目的と役割、実施体制等について必要な見直しを行い、事務事業の最適化を図ります。</p>	
<p>(2) 人事管理の適正化と職員の資質向上</p> <p>①職員研修の充実による政策法等のスキルアップを推進し、業務遂行力の向上に努めます。</p> <p>②大北圏域内の市町村職員が連携し、研修会の相互乗り入れを行うことにより、互いに能力の向上を図ります。</p> <p>③人事評価の実施による職員の職務遂行能力と組織力の強化に努めます。</p> <p>④職員の健康診断・メンタルヘルスなどの健康管理と福利厚生を充実し、健康で明るい職場づくりを進めます。</p>	
<p>(3) 行政情報化の推進</p> <p>①パブリックコメントによる計画策定等への村民参加を推進し、官民協働の取り組みを強化します。</p> <p>②情報公開条例、個人情報保護条例の適切な運用を図ります。</p>	

- ③広報まつかわの内容充実に努めるとともに、ホームページで新情報が速やかに提供できる体制づくりに努めます。また、新たな情報発信ツールの積極的な活用を図ります。
- ④I o Tにより様々な知識や情報が共有化を図り、R P Aを活用した事務の効率化を進めます。

施策の目標（K P I）

目標の内容	現状（R1）	目標（R6）
職員研修会実施回数	5回	7回
メンタルヘルス研修会実施回数	0回	1回

## 第6節 持続可能な村を創り出す体制づくり

施策項目	5、持続可能な財政運営																		
現 状	<p>第6次総合計画の期間中、歳入面では、課税徴収の強化や積極的な企業誘致、ふるさと納税制度の活用など自主財源の確保に努め、一定の成果を得ました。国による金融緩和策に刺激され変化が生じたものの、当村における影響は軽微であり、近年の村税収は横ばいとなっています。</p> <p>歳出面では、指定管理者制度の活用、電力供給会社の見直しなどによる経常経費の削減に努めました。</p> <p>一方で、近年は防災・減災事業や子育て支援施設の建設、安曇野ちひろ公園の拡充整備、広域ごみ処理施設の建替えなど、大規模な建設事業が続いている影響で地方債の借入が増加しています。</p> <p>それに伴う公債費（元利償還額）の増加に加え、社会保障費や公共施設の維持管理費の増加などが影響し、経常収支比率は上昇傾向となっています。また、適正な水準の範囲内ではあるものの、実質公債費比率も上昇しています。</p> <div data-bbox="316 965 1121 1447" style="text-align: center;"> <p><b>基金・地方債残高</b></p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>基金残高</th> <th>地方債残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>3,246</td> <td>3,197</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>3,058</td> <td>3,095</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>3,122</td> <td>3,135</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>3,242</td> <td>3,328</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>3,499</td> <td>3,156</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>※経常収支比率、実質公債費比率グラフの掲載も検討</p>	年度	基金残高	地方債残高	H26	3,246	3,197	H27	3,058	3,095	H28	3,122	3,135	H29	3,242	3,328	H30	3,499	3,156
年度	基金残高	地方債残高																	
H26	3,246	3,197																	
H27	3,058	3,095																	
H28	3,122	3,135																	
H29	3,242	3,328																	
H30	3,499	3,156																	
今後に向けた課題	<p>歳入の見通しは、人口減少の影響により村税の増加が期待できないなど、自主財源の確保がより一層厳しくなることが予想され、今後も依存財源に頼らざるを得ない状況が続くことが見込まれます。</p> <p>歳出の見通しは、高齢化の進展などにより社会保障関係費がより一層増加することが確実なものに加え、老朽化した公共施設やインフラの長寿命化対策に多額の経費を要することが見込まれます。</p> <p>このようなことから、経常的経費・臨時的経費ともに増加する見込みとなっており、いかに持続可能な財政基盤を堅持するかが課題となっています。</p>																		
基本方針	<p>・総合計画に基づく各施策を計画的かつ着実に推進するため、財源の確保と経常経費の削減により柔軟性のある財政構造を保ち、持続可能な財政運営に努めます。</p>																		
具体的施策	【持続可能な財政運営】																		

<p>(1) 【<b>税収の確保</b>】</p> <p>適正な課税・徴税を行い、税負担の公平性を保つとともに、持続可能な財政運営の基盤となる税収の確保を図ります。</p>		
<p>(2) 【<b>適正な受益者負担</b>】</p> <p>特定の行政サービスについては、サービス提供コストを踏まえた適正な受益者負担の徴収を徹底し、受益と負担の公平性を保つとともに財源確保に努めます。</p>		
<p>(3) 【<b>公共施設の適正管理</b>】</p> <p>「公共施設等総合管理計画」および「公共施設等個別施設計画」に基づき、公共施設の維持・修繕・管理を計画的に進めます。</p> <p>また、人口減少や人口構造の変化による利用需要の変化を見極め、市町村広域レベルで利活用を調整するなど、公共施設の最適化を図ります。</p>		
<p>(4) 【<b>効果的な財政運営</b>】</p> <p>建設事業は、公共性や費用対効果および適正な事業規模を中長期的な視点で慎重に検討します。また、実施にあたっては国・県の補助金、基金、地方債を計画的かつ効果的に活用し、地方債残高と公債費の抑制を図ります。</p>		
<p>(5) 【<b>ビルド&amp;スクラップの徹底</b>】</p> <p>新たな施策の実施により発生する経常的経費の財源は、既存事業の見直しにより捻出することを基本姿勢とし、経常収支比率の抑制に努めます。</p>		
<p>施策の目標 (K P I)</p>		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
村税徴収率	97.8%	99.0%
村税収入未済額	20 百万円	5 百万円
実質公債費比率	3.9%	全国類似団体平均値
経常収支比率	78.1%	全国類似団体平均値

※プライマリーバランス

「現状 (R1)」: H28~30 決算の合計値 「目標 (R6)」: R3~5 決算の合計値

プライマリーバランス以外

「現状 (R1)」: H30 決算ベース 「目標 (R6)」: R5 決算ベース

## 第6節 持続可能な村を創り出す体制づくり

施策項目	5、交流活動の推進による人づくり	
現 状	<p>平成25年に締結した台湾「鹿港鎮」との友好都市協定に基づき、中学生の相互交流を中心に交流活動が継続して行われています。平成30年度には鹿港鎮の2つの中学校と松川中学校とが姉妹校協定を締結するに至り、両校間の交流は今後も活発に行われるものと思われます。こうした取り組みにより、国際化が進む社会で将来活躍が期待される人材の育成が推進されています。しかし、協定締結から6年が経過した現在でも、協定に掲げる経済的交流については具体的な成果があがりません。</p> <p>国内の交流に関しては、中学生の修学旅行を中心とした農家民泊の受け入れや広島平和記念式典への派遣、芸術・文化・スポーツを中心とした人材育成事業など他地域との交流を積極的に支援しています。</p>	
今後に向けた課題	<p>友好都市である鹿港鎮との交流に関しては、中学生の相互訪問による交流が主となり、経済面や文化面など協定に掲げている交流が行なえていないため、相互の理解と協力により新たな交流活動を推進する必要があります。</p> <p>また、鹿港鎮に限らずあらゆる機会を通じて国際交流の促進を図ることにより、国際社会に対応できる人材の育成を図る必要があります。</p> <p>国内での交流に関しては、関係人口の創出に主眼を置き、これまでの派遣型から他地域からの受入を積極的に推進することにより、多様な視点を持った、心豊かな人づくりを続けていく必要があります。</p>	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友好都市を中心とした国際交流活動の活発化をはかり、国内外を問わず地域間交流を推進します。</li> <li>・他地域との交流や人材育成に寄与する活動への支援を継続するとともに、関係人口の創出を目指した受入態勢の構築を図ります。</li> </ul>	
具体的施策		
(1) 国際交流の推進		
友好都市協定に基づき、相互交流を活発に行うとともに、文化・スポーツ・観光や工業など各産業面での交流を推進するとともに、民間レベルでの交流に対して積極的に支援を行います。		
(2) 人材育成の推進		
芸術・文化・スポーツなどの分野で、人材育成事業の推進を図ります。		
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
国際交流事業に参加した人数 (累計)	1,059 人	1,400 人

## 第6節 持続可能な村を創り出す体制づくり

施策項目	7、広域連携の推進	
現 状	<p>生活圏の広域化や地方分権がすすむ中、村民や地域、村が抱える多くの課題に対応するため、広域的に共通する課題やより効率化が図られる施策に関しては、積極的に他の自治体や広域連合、県、その他の関係機関との連携を構築し、より質の高いサービスの提供を図っています。</p> <p>平成27年度には新たに大北5市町村と広域連合による「北アルプス連携自立圏」を形成し、新たな行政需要に対応するとともに、事業の効率化と連携による経費の削減に取り組み、単独市町村で対応するよりも高い効果を得ています。</p>	
今後に向けた課題	<p>道路インフラの発展や情報技術革新など超スマート社会の到来と地方分権の一層の推進により、地域社会のニーズもより広域化と多様化が進み、行政に求められるサービスも変化しています。このため、従来の枠組みを超えた連携を模索する必要があります。</p> <p>また、国が推進する「定住自立圏」や「連携中枢都市圏」など財政支援の制度拡大を求め、地域格差のない社会の構築に取り組む必要があります。</p>	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の広域連携の維持とより一層の連携強化により、新たな行政需要に適確に対応できる体制を構築します。</li> <li>・より広域化が見込まれる社会構造に対応するため、新たな枠組みの広域連携について積極的に取り組みます。</li> </ul>	
具体的施策		
<p>(1) 北アルプス連携自立圏の継続と強化</p> <p>大北圏域で形成している「北アルプス連携自立圏」を継続し、連携ビジョンに基づいた事業の推進を図るとともに、新たな分野での連携も視野に、一層事務処理の効率化と合理化を進め、質の高いサービスの提供に努めます。</p>		
<p>(2) 新たな広域連携の形成</p> <p>これまで以上にスマート化とコンパクト化が進む社会構造に対応するため、大北圏域に限らずより広域的な観点で必要な連携を推進することにより、求められるサービスに適確に応えられる行政機能の強化を図ります。</p>		
施策の目標 (K P I)		
目標の内容	現状 (R1)	目標 (R6)
北アルプス連携自立圏で取り組む事業分野	9 分野	11 分野